

## 令和4年第3回美郷町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和4年3月2日（水曜日）午前10時開議

#### 議案上程（説明）

- 第 1 議案第20号 令和4年度美郷町一般会計予算
- 第 2 議案第21号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第22号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 第 4 議案第23号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第24号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第25号 令和4年度美郷町水道事業会計予算

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	本間和彦君	企画財政課長	高橋穰君
税務課長	小田長光仁君	住民生活課長	藤田信晴君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
商工観光交流課長	高階優君	建設課長	木村英彰君
会計管理者兼 出納室長	奥山智佳等君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 農事務局長	大澤修君	教育長	福田世喜君
教育推進監	武藤浩紀君	教育推進課長	武田浩之君
生涯学習課長	佐々木寿人君	代表監査委員	高橋信雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋博和	庶務班長 兼議事班長	佐々木直樹
上席主査	高橋幸恵		

---

### ◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

### ◎議案第20号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第1、議案第20号 令和4年度美郷町一般会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第20号について、ご説明いたします。

令和4年度の一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ114億1,103万4,000円で、前年度比2億3,928万5,000円、2.1%の増となっております。

それでは、令和4年度歳入歳出予算書をお願いいたします。

初めに8ページ、第2表債務負担行為についてご説明いたします。

美郷町中小企業振興資金融資制度、美郷町小口零細企業振興資金融資制度、美郷町中小企業創業資金融資制度における令和4年度貸付け予定分の利子補給について、また美郷町奨学金返還助成制度における令和4年度認定分の助成金について、それぞれ次年度以降の債務負担の期間と限度額を設定するものでございます。

続きまして9ページ、第3表地方債をご説明いたします。それぞれの起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものでございます。

合併特例債、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債及び一般廃棄物処理事業債で、合計10億2,100万円を限度額としてございます。詳細につきましては、歳入でご説明いたします。

それでは、歳入から順次ご説明いたします。

14・15ページをお願いいたします。

○税務課長（小田長光仁君） 1款1項町民税1目個人につきましては、コロナ禍で外食向けの米需要が減少したことなどから米価が下落したことによる農業所得の減額を見込み、令和3年度と

比較して1,131万3,000円、率にして2.14%の減額となっております。

2目法人につきましては、コロナ禍の影響はあるものの、全体としては持ち直しているという県内金融経済概況の判断及び令和3年度の実績をもとに見込み、令和3年度と比較して79万9,000円、率にして1.5%の増額となっております。

次に、2項1目固定資産税につきましては、宅地価格の下落傾向は継続しているものの、償却資産の申告額がここ数年伸びていることから、令和3年度と比較して952万4,000円、率にして1.5%の増額となっております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、国・県からの固定資産通知書に基づき算定した結果、令和3年度と比較して23万5,000円、率にして3.45%の増額となっております。

次に、3項1目軽自動車税種別割につきましては、区分ごとの台数の増件傾向を加味して算出した結果、令和3年度とほぼ同額となっております。

2目軽自動車税環境性能割につきましては、令和3年度の実績見込みをもとに推計した結果、令和3年度とほぼ同額となっております。

次に、4項町たばこ税については、喫煙人口の減少を見込み、令和3年度と比較して542万6,000円、率にして5.1%の減額となっております。

次の5項入湯税については、コロナ禍の影響により利用者が減少していることから、令和3年度の実績見込みをもとに推計した結果、令和3年度と比較して7万9,000円、率にして11.45%の増額としております。

以上で、1款町税の説明を終わります。

○企画財政課長（高橋 穰君） 続きます、16・17ページの2款地方譲与税から18・19ページの11款交通安全対策特別交付金につきましては、一括して説明させていただきます。

2款地方譲与税から8款自動車税環境性能割交付金までは、県から示されました令和4年度交付見込額をもとに計上してございます。

9款地方特例交付金は、税制改正等による市町村の減収分を補填するための交付金でございますが、過去3年間の交付実績により前年度比270万円の増で計上してございます。

10款地方交付税でございますが、国の令和4年度地方財政計画では社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化を推進するため、出口ベースで3.5%の増額としております。当町における普通交付税については、地方財政計画の伸びを勘案し、前年度比約1億7,200万円増の51億6,500万円、特別交付税

については、前年同額の2億2,500万円、合わせて3.3%増の約53億9,000万円を計上してございます。

なお、当初予算といたしましては、不測の財政需要や制度改正等にも対応できるよう一定の留保に配慮し計上してございます。

2款から11款までの合計では、前年度と比較し約2億3,600万円、4.0%の増としてございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、12款1項1目民生費負担金の1節高齢者福祉費負担金ですが、養護老人ホームに入所されている方の自己負担分でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、2目教育費負担金ですが、小・中学校の学校災害共済の保護者負担金で1人当たり500円となります。小学校負担金として683名分、中学校負担金として363名分を計上しております。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、20ページ・21ページをお願いいたします。

13款1項1目1節行政財産目的外使用料でございますが、役場庁舎、観光施設、公民館などの教育施設に設置の自動販売機の設置料、役場庁舎に設置しているATMの設置料、公共的団体による事務所機能としてのコミュニティセンターの施設使用料、電力柱や電話柱などの土地使用料を計上してございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 2目民生使用料1節高齢者福祉使用料でございますが、中央ふれあい館の浴場並びに会議室等の使用料として、これまでの実績をもとに計上しております。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、2節こども園使用料ですが、3歳未満児116名分を計上しております。次に、広域入所給付金ですが、他自治体の児童を受入れする場合の給付金で、7名分を見込み計上しております。次に、延長保育事業利用料ですが、3園で延べ960時間、一時保育事業利用料は延べ144日程度を見込み計上しております。また、こども園使用料、延長保育事業料及び一時保育事業利用料の滞納繰越分は存置となります。3節放課後児童健全育成事業利用料ですが、通年利用及び長期休業期間利用合わせまして320名分を見込み計上しております。また、滞納繰越分は存置となります。

○住民生活課長（藤田信晴君） 次の3目衛生使用料1節の斎場使用料ですが、340件を見込み計上してございます。次の2節行政財産目的外使用料ですが、墓地公園内の電柱土地使用料でございます。

○商工観光交流課長（高階 優君） 4目1節観光使用料ですが、千畑地区大台野広場、六郷地区ふれあいの里、仙南地区雁の里山本公園の施設使用料等について、実績をもとに計上しております。

す。

○建設課長（木村英彰君） 5目1節住宅使用料の現年分ですが、町営住宅188戸と駐車場154台分を計上しております。滞納繰越分は総額の1%を見込んでおります。2節道路使用料の主なものは、東北電力及びN T Tの電柱設置による占用料でございます。3節公園使用料は存置でございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 6目教育使用料1節社会教育使用料並びに22・23ページ上段の2節社会体育使用料でございますが、社会教育施設5施設と社会体育施設8施設の使用料等について、これまでの実績をもとに計上しております。

○建設課長（木村英彰君） その下、農林水産使用料ですが、これにつきましては、あったか山グラウンドゴルフ場使用料を令和4年度より、4目商工使用料に計上したことにより廃目といたします。

○住民生活課長（藤田信晴君） 次の下段、2項1目総務手数料1節戸籍手数料及び2節事務手数料ですが、戸籍謄本・抄本、住民票、印鑑証明等の発行手数料及び閲覧手数料等について実績をもとに計上してございます。

○税務課長（小田長光仁君） 次の3節督促手数料につきましては、令和3年度と同額を計上しております。

○住民生活課長（藤田信晴君） 続きまして、2目衛生手数料の1節生活環境手数料ですが、墓地公園管理手数料として127件分を、墓地永代名義変更手数料及び墓地許可証等交付手数料については存置計上し、犬登録関係手数料については、実績をもとに600頭分を計上しております。次の2節清掃手数料の一般廃棄物処理業等許可申請手数料は、8事業者49人分を見込み、次のごみ処理手数料は、有料ごみ袋の売上げについて、実績をもとに計上してございます。

○商工観光交流課長（高階 優君） 3目1節商工手数料ですが、いずれの手数料も存置計上してございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、4目1節督促手数料ですが、こども園使用料に係るもので存置となります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、24・25ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金ですが、低所得者層を抱える国民健康保険を支援する国庫負担金で、負担割合2分の1を計上しております。2節障害者福祉費負担金は、障害者総合支援法に基づき給付される国庫負担金分で、いずれも負担割合2分の1を計上しております。3節医療給付費負担金は、1歳未満の未熟児医療に係る国庫負担金で、負担割合2

分の1を計上しております。4節児童手当国庫負担金は、児童手当の国庫負担分でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、5節子どものための教育・保育給付費ですが、町外の認定こども園等へ入所する児童の保育業務委託料に対する国庫負担分で、22名分を見込み計上しております。負担率は基準額に対して、3歳以上児は50%、3歳未満児は57.72%と見込んでおります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 2目衛生費国庫負担金の1節保健衛生費負担金は、町の集団接種による新型コロナウイルスワクチン接種において、医師や看護師等、医療従事者への報酬及び厚生医療センターへの接種委託料へ充当するもので、10分の10で計上しております。

○住民生活課長（藤田信晴君） 次の2項1目総務費国庫補助金1節の個人番号カード交付事業補助金ですが、マイナンバーカード交付事務に係る補助金で、交付率は10分の10でございます。

○商工観光交流課長（高階 優君） 次の地方創生推進交付金ですが、観光ガイドの育成に向けた講習会の開催など滞在型観光を推進するための交付金で、補助率は2分の1でございます。

4行目に記載の結婚新生活支援事業費補助金ですが、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、住宅取得や引っ越し等にかかる費用について、30万円を上限に補助するもので、補助率は2分の1、5件分を計上しております。

○企画財政課長（高橋 穰君） 同じく1節の3行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、国の令和3年度補正予算にて配分された1億8,591万円のうち、令和3年度予算計上した残額1億3,900万円を本省繰越してございますので、令和4年度予算に計上するものでございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 2目民生費国庫補助金の1節障害者福祉費補助金ですが、訪問入浴や日中一時支援など障害者の支援事業に係る国庫補助金で、事業費の2分の1を計上しております。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、2節子ども・子育て支援交付金ですが、放課後児童クラブ運営費やこども園の看護師配置事業などに対する補助金で、補助率は3分の1でございます。次に、保育対策総合支援事業費補助金ですが、こども園の新型コロナウイルス感染対策としてアルコール消毒液等の購入費に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。次に、認定こども園施設環境改善交付金ですが、仙南すこやか園の暖房設備改修工事に対する交付金で、補助率は基準額に対して3分の1でございます。次に、保育士等処遇改善臨時特例交付金ですが、保育士・幼稚園教諭及び放課後児童クラブ支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として収入を3%程度引き上げるために必要な費用を補助するもので、

対象期間は4月から9月までの6か月分、補助率は全額国庫補助となります。なお、10月以降の対応としましては、認定こども園分は地方交付税措置、放課後児童クラブ分は既存の運営費補助金に切り替わることとなります。

- 福祉保健課長（高橋 勉君） 3節社会福祉費補助金は、生活困窮者の相談支援等を実施するための費用に係る国庫補助金で、補助率4分の3を計上しております。
- 建設課長（木村英彰君） 3目1節の浄化槽設置整備事業費補助金は、55基分設置に対する国庫補助額を計上しております。
- 福祉保健課長（高橋 勉君） 2節保健衛生費補助金のがん検診推進事業費補助金は、乳がん・子宮がん検診の事務費に係る国庫補助金でございます。次の感染症予防事業費等国庫補助金は、風疹抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・予防接種費用に係る国庫補助金でございます。その下の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種に必要な消耗品や印刷製本、会場設営委託等事務経費に係る国庫補助金で、費用の全額補助でございます。
- 建設課長（木村英彰君） 4目1節道路新設改良費補助金は、幹線道路改良舗装、歩道整備、舗装補修及び除雪機械更新に対する交付金で、交付率は事業費の56%、除雪機械については3分の2の交付率を見込んでおります。下段の道路メンテナンス事業費補助金は、今年度より上段の社会資本整備総合交付金と分けて計上したもので、町内にあります橋梁のうち92橋の定期点検及び大規模補修に係る補助金でございます。次の2節住宅管理費補助金は、一般住宅の耐震診断及び耐震改修、それぞれ2件に対する交付金を見込むものでございます。
- 教育推進課長（武田浩之君） 一番下の5目教育費国庫補助金の小学校要保護児童生徒就学援助費補助金、次のページに移りまして、3行目の中学校要保護児童生徒就学援助費補助金は存置となります。次に、1行目と4行目の学校保健特別対策事業費補助金ですが、小中学校の新型コロナウイルス感染対策として、保健衛生用品等の購入費に対する補助金で、補助率は2分の1となります。次に、2行目の学校施設環境改善交付金ですが、千畑小学校の空調設備改修工事に対する交付金で、補助率は基準額に対して3分の1でございます。
- 生涯学習課長（佐々木寿人君） 3節社会教育費補助金でございますが、埋蔵文化財発掘調査事業に係る国の補助金として県営圃場整備事業明田地野際地区並びに六郷西部2地区の調査に係る事業費の2分の1を計上しております。
- 住民生活課長（藤田信晴君） 次の3項1目総務費委託金の1節自衛官募集事務委託金ですが、広報活動など町が行う自衛官募集事務に係る委託金でございます。次の2節中長期在留者居住地

届出等事務委託金ですが、在留外国人の各種届出事務に係る委託金でございます。

○総務課長（本間和彦君） 同じく3節参議院議員選挙費委託金は、国からの同選挙の委託金でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 2目民生費委託金の1節児童福祉費委託金は、心身に障害を有する児童を養育している保護者に支給される特別児童扶養手当の事務費に係る国からの委託金です。

○住民生活課長（藤田信晴君） 次の2節基礎年金等事務委託金ですが、国民年金の届出等の受理に関する事務に係る委託金でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 15款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金は、上2つの保険基盤安定負担金は国民健康保険の税軽減分と低所得者層の支援分で負担割合4分の1、3つ目は後期高齢者医療の税軽減分の県負担金で負担割合4分の3です。一番下の民生児童委員協議会負担金は、民生児童委員協議会事業に対する県からの負担金でございます。2節障害者福祉費負担金は、障害者総合支援法に基づき給付される県負担分4分の1分を計上しております。3節医療給付費負担金は、1歳未満の未熟児医療に係る県負担金で負担割合4分の1でございます。4節児童手当県負担金は、児童手当の県負担金でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 一番下の5節子どものための教育・保育給付費ですが、町外の認定こども園等へ入所する児童の保育業務委託料に対する県負担分で、22名分を見込み計上しております。負担率は基準額に対して3歳以上児は25%、3歳未満児は21.58%を見込んでおります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 28・29ページをお願いいたします。

6節児童保護措置費県負担金は、18歳未満の子供を養育している女性が子供と一緒に生活できる児童福祉施設の入所に要する費用の県負担金です。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 2目教育費県負担金でございますが、ヨネックス秋田マスターズ2022バドミントン選手権大会に出場予定のタイ・バドミントンナショナルチームの合宿並びに交流事業など、タイ王国ホストタウン事業に係る県負担金として、事業費の2分の1を計上しております。

○企画財政課長（高橋 穰君） 2項1目1節生活バス路線維持費補助金でございますが、乗合路線バス運行の維持に対する県からの補助で、令和3年度実績を勘案し計上しております。補助対象路線は、角館六郷線であります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、2目民生費県補助金の1節障害者福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金は、訪問入浴や日中一時支援など障害者の支援事業に係る県補助金で、

補助割合は4分の1です。2つ目のすこやか療育支援事業費補助金は、児童発達支援サービスの利用に係る県補助金で、補助割合は2分の1でございます。2節高齢者福祉費補助金は、老人クラブへの県補助金のほか、地域密着型サービス施設等整備事業費補助金及び介護施設開設準備経費等支援事業費補助金は、町内の小規模介護施設の整備に係る県の補助金で、町を通じ交付するもので、町の負担はございません。

○**教育推進課長（武田浩之君）** 続きまして、3節すこやか子育て支援事業費補助金ですが、保護者等の経済的負担を軽減するためこども園使用料や給食費に対する補助金でございます。次に、放課後児童健全育成事業費補助金ですが、放課後児童クラブ運営費に対する補助金でございます。次に、市町村子ども・子育て支援事業費補助金ですが、子育て支援事業に対する補助金でございます。次に、地域子ども・子育て支援事業費補助金ですが、認定こども園への看護師配置事業や一時保育事業に対する補助金でございます。次に、子育てファミリー支援事業補助金ですが、平成30年4月2日以降に第3子以降のお子さんが生まれた家庭を対象とし、予防接種やおむつ購入費などに係る費用に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。

○**福祉保健課長（高橋 勉君）** 4節医療給付費補助金は、福祉医療費に対する県制度分の補助金で、補助割合2分の1でございます。5節戦没者遺族特別弔慰金補助金は、裁定通知書及び国庫債権交付事務に係る補助金でございます。

3目衛生費県補助金の1節保健衛生総務費補助金は、妊婦健診、歯科健診、各種がん検診、がん患者医療用補正具、自殺対策事業等健康づくり及び健康増進に係る事業への県補助金でございます。

○**建設課長（木村英彰君）** 2節の浄化槽設置整備事業費補助金は、55基分設置に対する県の補助金で、補助率は3分の1でございます。

○**農政課長（中田裕克君）** その下の県民参加の森づくり事業費補助金は、七滝水の森植樹事業などに係る県補助金でございます。

○**農業委員会事務局長（大澤 修君）** 4目1節農業委員会費補助金ですが、農業委員会交付金は、農業委員会の事務に要する事務職員の人件費に対する交付金でございます。次の機構集積支援事業費補助金は、農業委員等の資質向上を図るための研修費等に係る経費に対する補助金でございます。

○**農政課長（中田裕克君）** 次の2節農業振興費補助金ですが、経営所得安定対策等推進事業費補助金は、町地域農業再生協議会が実施する経営所得安定対策事業の事務費等の経費に係る補助金でございます。

30ページ・31ページをお願いいたします。

2段目の機構集積協力金交付事業費補助金は、農地中間管理機構を通じて農地を貸付けした場合に農地の出し手や集積を行った地域に対し交付されるものでございます。4段目の農業夢プラン応援事業費補助金は、複合経営の推進と農業経営の安定化を図るために必要な機械等の導入を支援する県の事業でございます。次の産地パワーアップ土づくり事業費補助金は、堆肥の実証的な活用による土づくりの取組に対し、10アール当たり3万円を上限に補助する県の事業でございます。次の新規就農者育成対策事業費補助金は、これまでの農業次世代人材投資事業補助金から事業名が変更となり、次世代を担う農業者となることを志向する方に対し、就農直後の経営確立に必要な資金のほか、機械、施設等の導入も合わせて総合的に支援する事業でございます。次の鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村が作成した被害防止計画に基づく取組に対し交付されるもので、主に捕獲活動経費に対するものでございます。

次の3節農村整備費補助金ですが、2段目の多面的機能支払交付金は、地域協働で行う多面的機能を支える活動等に対し、4段目の中山間地域等直接支払交付金は中山間地域における農業生産活動を将来に向けて維持する活動等を支援する交付金で、いずれの事業も補助率4分の3でございます。

続いて、4節林業費補助金ですが、森林病虫害等防除対策事業費補助金は、松くい虫及びナラ枯れ防止対策として樹幹注入や伐倒駆除等に対する補助金でございます。豊かな里山林整備事業費補助金は、熊出没を抑制することを目的に山際の下刈り等によって山林と平地を区別した緩衝帯をつくる事業に対する補助金でございます。流域育成林整備事業費補助金は、七滝山の針広混交林化などに向け、林道を整備するための業務委託や工事費に対する補助金で、補助率は55%でございます。

○建設課長（木村英彰君） 5目1節の木造住宅耐震改修事業費補助金は、耐震診断及び耐震改修それぞれ2件分に対する県の補助金でございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 6目教育費県補助金1節社会教育費補助金でございますが、埋蔵文化財発掘調査事業に係る県の補助金として、県営圃場整備事業明田地野際地区並びに六郷西部2地区の調査に係る事業費の10分の1を計上しております。また、学校・家庭・地域連携総合推進事業として、みさぼーとによる学校活動への地域住民ボランティアのコーディネート経費に係る補助金として、事業費の3分の2を計上しております。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、2節地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業補助金ですが、スクールガードリーダーの活動費など、子ども見守り活動に対する補助金でございます。

○商工観光交流課長（高階 優君） 7目1節移住支援事業費補助金ですが、首都圏からの移住者に対して移住支援金を支給する国の支援制度で、100万円を上限に補助するものでございます。補助率は4分の3で1件分を計上しております。

○総務課長（本間和彦君） 同じく3項1目1節県広報誌類配布委託金でございますが、県政および県議会だよりの配布に対する委託金でございます。

○住民生活課長（藤田信晴君） 次の人権啓発活動地方委託金ですが、人権擁護委員と町内3小学校で取り組んでいただいている人権の花運動に係る委託金でございます。

○税務課長（小田長光仁君） 次の2節税務総務費委託金につきましては、県民税の徴収事務に係る委託金で、令和4年度の納税義務者の見込み数をもとに計上しております。

○住民生活課長（藤田信晴君） 3節戸籍住民基本台帳費委託金内の人口流動調査交付金は、転入、転出などの調査に対する交付金で、次の人口動態調査交付金は、出生、婚姻、死亡等の調査に対する交付金でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 次の4節統計調査費委託金でございますが、学校基本調査、住宅土地統計調査、経済センサス調査、就業構造基本調査に対する委託金でございます。

○総務課長（本間和彦君） 32ページ・33ページをお願いいたします。

同じく5節選挙費委託金は、秋田県議会議員一般選挙の委託金でございます。次の6節総務費権限移譲推進交付金から2目1節、3目1節、4目1節、5目1節、6目2節、7目1節、8目1節につきましては、県からの権限移譲による交付金でございます。

○建設課長（木村英彰君） 6目土木費委託金に戻っていただき、1節の冬期除雪作業委託金ですが、県道3路線、車道12.6キロ、歩道2.7キロを町が除雪することに対する県からの委託金でございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、16款1項1目1節土地建物貸付収入でございますが、土地分といたしましては、千畑工業団地、旧学校用地及び電柱・電話柱用地などの貸付け38件分でございます。建物分といたしましては、旧南行政センターのATMとPHS基地局の貸付分を計上してございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 3行目の光ファイバー芯線等貸付収入でございますが、82局、83局の町所有光ファイバーケーブルのNTTへの貸付収入でございます。

続きまして、2目利子及び配当金でございます。次のページまで、14の基金それぞれの利子分を計上してございます。

なお、33ページの上から5行目、配当金につきましては、県南環境保全センター等からの配当

金を計上してございます。

○総務課長（本間和彦君） 同じく2項1目1節不動産売払収入でございますが、土地及び建物につきましては存置の計上でございます。立木売払収入につきましては、仏沢地区の町有林の搬出間伐2,300立米分及び林道七滝山線工事の支障木200立米分を計上してございます。

○建設課長（木村英彰君） 2目1節物品売払収入は、道路改良工事等で発生した2次製品の古材を売払いした収入や、学友館特別展の図録販売収入を計上しております。

○商工観光交流課長（高階 優君） 3目1節生産物売払収入ですが、ラベンダーまつり期間中のラベンダー摘み取り料などについて、過去の実績をもとに計上しております。

続きまして、17款1項1目1節一般寄附金ですが、存置計上でございます。

次のラベンダー育成協力金は、ラベンダー育成のための寄附金で、過去の実績をもとに計上しております。

○企画財政課長（高橋 穰君） 2目指定寄附金でございますが、ふるさと美郷応援寄附金、いわゆるふるさと納税ですが、ここ数年の実績と新たな管理システム導入による増加を見込んで2,700万円を計上してございます。

続きまして、18款1項基金繰入金でございますが、1目公共施設整備基金繰入金は、こども園、温泉、社会教育施設等公共施設改修事業に充当するため、1億4,000万円を計上してございます。

2目ふるさと美郷子ども育成基金繰入金、ふるさと納税を財源とした基金でございますが、子供の感性・創造力育成事業などに充当するために繰り入れるものでございます。

○農政課長（中田裕克君） 同じく3目1節薬用植物栽培推進基金繰入金は、株式会社龍角散からの寄附による基金を活用し、栽培農家に対し、栽培面積や出荷量等に応じた支援や栽培機具の購入に一部繰り入れるものでございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 36ページ、37ページをお願いします。

4目1節佐々木毅「鴻鵠の志」育成基金繰入金ですが、中学生及び小学校6年生を対象とし、著名な方を講師に迎えての講演会開催事業などに対し、繰り入れるものでございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） その下、振興基金繰入金でございますが、令和4年度は振興基金からの繰り入れを行わないため、廃目となるものでございます。

次に、19款繰越金でございますが、前年度繰越金として1億5,000万円を見込んで計上してございます。

同じく2項1目町預金利子でございますが、前年度実績等を考慮し計上してございます。

- 教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、3項1目1節奨学資金貸付金の元金収入ですが、89名分を見込み計上しております。また、滞納繰越分は納付誓約書により毎月納付している方の分を計上しております。
- 税務課長（小田長光仁君） すみません、1つ戻りまして、20款1項1目延滞金ですが、令和3年度実績見込み等をもとに計上しております。
- 2目過料につきましては、存置計上としております。
- 福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、20款3項2目高齢者住宅整備資金貸付金元利収入の1節は、元金及び利子は存置、滞納繰越分は2名分を計上しております。
- 商工観光交流課長（高階 優君） 3目1節中小企業振興貸付金元利収入ですが、貸付金のもとになる預託金の元金収入でございます。
- 福祉保健課長（高橋 勉君） 4目障害者住宅整備資金貸付金元利収入の1節は、元金は1名分を、利子は存置計上しております。
- 住民生活課長（藤田信晴君） 38・39ページをお願いいたします。
- 4項1目総務費受託事業収入1節交通災害等共済加入受託収入ですが、交通災害共済の受託事務に係るもので、1,800件の加入を見込み計上してございます。
- 福祉保健課長（高橋 勉君） 2目民生費受託事業収入の1節は、保険者である広域市町村圏組合から介護保険組合事業等に要する費用分の収入でございます。
- 農業委員会事務局長（大澤 修君） 3目1節農林水産業費受託事業収入ですが、農業者年金基金業務受託収入は、年金事業に関する諸届けの受付事務等に係る独立行政法人農業者年金基金からの受託収入でございます。次の特例事業等業務受託収入は、農地売買の取扱い事務に係る公益社団法人秋田県農業公社からの受託収入でございます。
- 農政課長（中田裕克君） 次の農地中間管理事業業務受託収入は、農地中間管理事業の事務手続等に係る公益社団法人秋田県農業公社からの受託収入で、これまで美郷町地域農業再生協議会が受託しておりましたが、令和4年度から町が受託するため予算計上したものでございます。
- 商工観光交流課長（高階 優君） 4目1節商工費受託収入ですが、大仙市と共同で設置している大型案内看板の修繕事業に係る大仙市負担分の受託収入でございます。
- 総務課長（本間和彦君） 同じく5項1目の1節違約金、2節延納利息は存置計上でございます。
- 教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、2目1節学校給食費受入金ですが、児童742名分、生徒403名分、教職員等149名分を見込み計上しております。また、滞納繰越分は納付誓約等により

毎月納付している方の分を計上しております。また、一時保育分給食代は144食分、こども園職員等給食代は162名分、こども園給食費受入金は3名分を見込み計上しております。なお、一時保育分給食代及びこども園給食費受入金の滞納繰越は存置としております。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 3目過年度収入の1節は、存置計上しております。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、雑入でございますが、200万円以上の額の大きなものを説明いたします。

総務課関係では、41ページ上から7行目、搬出間伐事業補助金でございますが、仏沢地区の間伐事業に対する仙北東森林組合からの補助金でございます。その2行下の派遣職員人件費納入金は、秋田県町村電算システム共同事業組合からの納入分で、職員1名分でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 続きまして、企画財政課関係でございます。

中段に秋田県市町村振興協会からの交付金639万6,000円と助成金829万5,000円を計上してございますが、これは同協会より市町村振興宝くじの収益金を活用し、市町村を支援する目的で交付されるものでございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、福祉保健課関係でございますが、41ページ中段からの後期高齢者医療制度特別対策補助金は、インフルエンザ予防接種事業等に係る秋田県後期高齢者医療広域連合からの補助金でございます。介護予防サービス計画作成費収入は、介護予防プラン作成費用として国民健康保険団体連合会から支払われるものでございます。その下の総合健診料は自己負担分を計上しております。1つにおいて、後期高齢者健診事業補助金は、後期高齢者の健診に係る秋田県後期高齢者医療広域連合からの補助金でございます。下から2つ目の介護予防ケアマネジメント作成費収入は、介護予防・日常生活支援総合事業利用者のケアプランを作成する費用が国民健康保険団体連合会から支給されるものでございます。

42ページ・43ページをお願いいたします。

保健事業と介護予防の一体的な実施に係る委託料は、高齢者の介護予防フレイル予防のための保健事業等について、秋田県後期高齢者医療広域連合から委託を受けるものでございます。

○商工観光交流課長（高階 優君） 続きまして、商工観光交流課関係ですが、上から6行目の地元対策負担金については、サテライト六郷の競輪及びオートレースの売上げの0.5%を実績をもとに計上しております。3つ飛びまして10行目の地域振興券販売収入ですが、町内経済の更なる回復を支援するため、町内取扱い店舗で使用可能な地域振興券を販売した際に得る収入分について計上してございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 続きまして、21款町債でございます。1項1目総務債の1節生活

交通対策事業債は、予約制乗合タクシー運行事業に充当するものでございます。2節移住・定住推進事業債は、美郷暮らし促進奨励事業及び空き家対策等利活用促進事業に充当するものでございます。3節公共施設整備事業債の合併特例債は、コミュニティセンター改修事業に、緊急防災・減災事業債は役場庁舎、消防設備非常用発電機更新工事に充当するものでございます。

次に、2目民生債の1節高齢者福祉対策事業債は、ふれあい安心電話事業に充当するものでございます。2節子育て支援事業債は、子ども医療助成事業に充当するものでございます。3節障害者福祉対策事業債は、透析通院者支援事業に充当するものでございます。

次に、3目土木債の1節町道新設改良事業債の合併特例債は、社会資本歩道整備事業及び社会資本舗装補修事業並びに除雪機購入事業に、過疎対策事業債は橋梁長寿命化事業及び社会資本幹線道路整備事業並びに集落間道路整備事業に、そして次のページ、緊急自然災害防止対策事業債は、道路維持管理事業に充当するものでございます。2節水質保全対策事業債は、合併浄化槽水質環境保全事業に充当するものでございます。3節住環境整備事業債は、住宅リフォーム緊急支援事業に充当するものでございます。4節河川工事債は、河川改修浚渫事業に充当するものでございます。

次に、4目消防債の1節消防施設整備事業債の過疎対策事業債は、消防車両更新に伴う大曲仙北広域市町村圏組合への消防負担金、緊急防災・減災事業債は、小型動力ポンプ更新及び防火水槽設置工事に充当するものでございます。

次に、5目教育債の1節教育施設整備事業債は、千畑小学校及び美郷中学校屋根改修工事に充当するものでございます。2節教育支援事業債は、英語指導助手配置事業に充当するものでございます。

次に、6目農林水産業債の1節農村整備事業債は、圃場整備事業に充当するものでございます。2節公有林整備事業債は、林道七滝山線整備事業に充当するものでございます。3節畜産施設整備事業債は、堆肥センター整備事業に充当するものでございます。4節農業振興事業債は、作物転換支援事業及び循環型農業土づくり事業に充当するものでございます。5節畜産振興事業債は、優良牛飼育奨励事業、家畜防疫事業等の畜産振興事業に充当するものでございます。

次に、7目衛生債の1節保健衛生施設整備事業債の過疎対策事業債は、南部斎場建設、一般廃棄物処理事業債は、中央し尿処理センター建設、それぞれ広域市町村圏組合の負担金に充当するものでございます。2節家庭用井戸整備事業債は、上水道未普及地域における家庭用飲料井戸整備事業への補助事業に充当するものでございます。

歳入の説明は、以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時50分）

---

（午前11時00分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○総務課長（本間和彦君） それでは、歳出の説明をさせていただきます。

初めに、人件費につきましてご説明いたします。特別職として町長、副町長、教育長、町議会議員、その他の特別職並びに会計年度任用職員272人を含む一般職475人分の報酬、給料、職員手当及び共済費をそれぞれ計上してございます。

人件費の概要につきましては、174ページからの給与費明細書に記載してございますので、ご覧願います。

1の特別職でございますが、町長、副町長、教育長及び町議会議員につきましては、前年度との比較で151万3,000円の減額でございます。これは期末手当の支給率の減少等によるものでございます。また、その他の特別職につきましては、年度内に実施される選挙の件数の減少など、投票管理者等の非常勤特別職の減少により244万3,000円の減額となり、特別職のトータルでは395万6,000円の減額でございます。

次に、175ページをご覧願います。

2の一般職でございますが、前年度との比較ではトータルで1,984万6,000円の減額としてございます。内訳といたしましては、アの会計年度任用職員以外の職員分が、退職手当に係る負担金の減などによる4,864万円の減額、イの会計年度任用職員分が特殊勤務手当の増などにより2,879万4,000円の増額でございます。

職員手当の内訳や前年度比較等につきましては、表のとおりでございます。

人件費の概要は以上でございますので、以降各款項目の人件費の説明は省略をさせていただきます。

それでは、人件費以外の歳出について、順次説明をまいります。

46ページ・47ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費でございますが、議員報酬、議会活動、議会運営に関する経費が主なものでございます。

続きまして、2目議会広報費でございます、次のページにかけてでございます。

みさと議会だより及び議会日程などを周知するためのみさと議会だよりお知らせ版をそれぞれ4回発行し、町内の全世帯、事業所及び関係官公庁などへの配布を予定してございまして、関連経費を計上してございます。また、18節には議会広報常任委員会委員による研修への補助金を計上してございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費でございまして、48ページ中段から55ページまででございます。

まず、総務課関係でございまして、文書管理や庁舎管理をはじめとする通常業務遂行に要する経費のほか、職員の能力向上のための研修費や厚生関係の経費などを計上してございます。

主なものといたしましては、職員能力向上事業といたしまして、役職階層に応じた研修や政策テーマ別の研修などの経費を8節、12節、18節に計上してございまして、職員延べ431人の受講を予定してございます。また、53ページ中段の13節職員宿舍借上料でございまして、令和3年度は休止しておりました日本航空株式会社との人事相互交流事業を再開する予定としてございまして、町派遣職員の宿舍借上料12か月分を計上してございます。

53ページ下段の14節工事請負費でございまして、役場庁舎につきまして第2受変電設備改修工事及び消防設備非常用発電機更新工事を予定しております。また、55ページ上段の地域おこし企業人交流プログラム負担金でございまして、令和3年度から総務省の同プログラムを活用し、日本航空株式会社の系列会社から社員を町職員として受け入れてございまして、その負担金560万円を計上してございます。なお、当該経費は特別交付税にて100%手当されるものでございます。

続きまして、2目行政推進費でございまして、54ページから57ページまででございます。

まず、総務課関係でございまして、行政区の機能強化に要する経費やコミュニティセンターの管理費等を計上してございます。

55ページ下段から57ページ上段の14節をお願いいたします。

E V充電コンセント設置工事でございますが、公用車について環境にやさしい車両の割合を高めていこうとする次世代自動車導入事業の一環といたしまして、役場車庫に充電設備を増設する予算を計上してございます。また、コミュニティセンターの管理事業といたしまして、金沢西根コミュニティセンター屋根等の改修工事及び本館コミュニティセンターの照明のLED化改修工事などにかかる経費を計上してございます。また、17節備品購入費でございまして、車両購入費として電気自動車1台及びハイブリット車の各1台の購入経費を計上してございます。

企画財政課関係では、交通施策事業として乗合タクシー運行に関する経費や路線バス維持対策費のほか、飯詰駅舎の管理費等を計上してございます。地域コミュニティ推進事業といたしまして

て、行政区及びボランティア団体等が行う特色ある事業に対する活力ある地域づくり事業費補助金や地域の集会施設整備などの地域活動拠点整備事業費補助金を計上してございます。共同参画のまちづくり事業といたしましては、住民活動センターの指定管理に要する経費や男女共同参画の推進に要する経費などを計上してございます。

続きまして、同じく3目文書広報費でございますが、広報美郷及び広報美郷お知らせ版の発行経費、町ホームページ及び町公式フェイスブックの管理経費、ご意見はがきに要する経費などを計上してございます。また、7節報償費には広聴の充実といった観点から町政モニター制度を新たに導入し、様々なご意見を賜り、町政推進の参考としてまいりたいと考えてございます。予算は8名で、2回のモニター会議の想定でございます。

○会計管理者兼出納室長（奥山智佳等君） 次に、4目会計管理費ですが、58・59ページをお願いいたします。

会計事務全般に関わる経費として、需用費と役務費を計上しております。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、5目の財産管理費でございますが、60ページ・61ページの上段まででございまして、町有施設、土地などの普通財産の管理、公用車及び町有バスなどの維持管理、松・杉並木の管理、町有林の管理などの経費を計上してございます。

主なものといたしまして、12節委託料の登記事務委託料でございますが、旧あらしな公園敷地及び令和3年度中に公共施設等最適化実施計画により解体となった行政区の集会施設敷地の売却に向けた登記委託料を計上してございます。同じく町有林保育事業委託料として、仏沢地区及び瀧尻竜川地区の搬出間伐等に要する経費を計上してございます。

○商工観光交流課長（高階 優君） 続きまして、6目企画費ですが、総務課関係では、美郷大使関連の来町経費、名刺作成経費等として7節報償費、8節旅費、10節需用費、11節役務費に関連予算を計上してございます。

企画財政課関係では、ふるさと納税の推進に要する経費などを計上してございます。ふるさと納税につきましては、ポータルサイトの内容と返礼品の充実を図り、町の特産品等のPRと寄附金の増加につなげてまいります。

商工観光交流課関係では、ふるさと会事業、定住移住促進事業、地域間物販交流事業、連携協定企業との連携事業が主なものでございます。8節旅費から13節使用料及び賃借料までは、日本航空との連携事業や交流自治体との地域間交流などに係る経費を計上してございます。

62ページ・63ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金の主なものといたしまして、上から4行目の美郷暮らし促進奨励

金については、54件分を計上し、引き続き町民の定住と町外からの移住を推進してまいります。この奨励金につきましては、令和4年度より中高年層である40歳以上の方にも要件を拡大いたしまして、定住移住への支援をさらに強化してまいります。

次に、3つ飛びまして、8行目の空き家等活用移住定住促進事業補助金ですが、空き家を有効活用し、定住移住につなげることを目的とした分譲用宅地整備、分譲住宅建設及び賃貸住宅建設に対する補助金について計上してございます。その下の空き家バンク誓約奨励金ですが、空き家バンクへの登録促進を図り、空き家の利活用に結びつけることを目的に空き家バンクに登録された物件が誓約に結びついた際、その登録者に対しまして誓約奨励金を交付するもので、1件当たり上限5万円、10件分を計上してございます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 7目電子計算費でございますが、電算システムの安定稼働のための運用管理経費、庁舎内コピー機利用に係る経費、町が所有するイントラケーブル及び光ファイバーケーブルの維持管理経費などを計上してございます。

12節の下段、電算機器類設定委託料には、役場庁舎窓口、出張所、総合体育館でキャッシュレス決済ができるよう機器の設置、設定委託料が含まれてございます。13節の4行目、電算機借上料は、ネットワーク機器及び仮想サーバーの更新のため、10月以降の半年分のリース料が含まれてございます。14節には、イントラケーブル及び光ファイバーケーブルの支障移転等に係る工事経費を計上してございます。17節には、事務用プリンタ5台と補充用パソコン8台、ディスプレイ10台の購入費を、18節には、マイナンバー関連制度システムを管理する地方公共団体情報システム機構への中間サーバー利用負担金、情報セキュリティ対策のための秋田県情報センターセキュリティクラウドに対する利用負担金、次の64・65ページ上段、秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金などを計上してございます。

○住民生活課長（藤田信晴君） 次の8目交通安全対策費ですが、交通安全の啓蒙指導、交通安全施設の整備、チャイルドシートの購入補助などを実施してございます。

7節報償費では、交通指導隊員16人分の年報償及び出勤手当840回分を見込み計上してございます。10節需用費の修繕料では、カーブミラー60基の修繕を見込むほか、14節工事請負費では、カーブミラー3基の設置工事費を計上してございます。また、18節負担金、補助及び交付金には、関係団体への補助金のほか、一番下のチャイルドシート購入補助金では、33件を見込み計上してございます。

次の9目防犯対策費ですが、犯罪や事故のない明るい社会づくりのための防犯活動や防犯灯の整備などを実施してございます。7節報償費では、防犯指導隊員7人分の年報償及び出勤手当210

回分を見込み計上してございます。10節需用費の光熱水費では、防犯灯2,850基の電気料金を、次の修繕料では、防犯灯40基の修繕を見込み計上してございます。14節工事請負費では、防犯灯10基の設置工事費を計上してございます。また、18節負担金、補助及び交付金には、関係団体への補助金を計上してございます。次の10目諸費ですが、秋田県防衛協会への会費及び町自衛隊家族会への補助金を計上してございます。

○**税務課長（小田長光仁君）** 続きます、2項徴税费1目税務総務費ですが、税務一般に係る事務経費を計上してございます。66・67ページ中段からの2目賦課徴収費ですが、町税の賦課徴収に係る経費として、納税通知書や封筒の印刷費、電算システムの保守委託料、固定資産の標準地評価委託料などを計上してございます。

○**住民生活課長（藤田信晴君）** 次の68・69ページをお願いいたします。

1目戸籍住民基本台帳費ですが、戸籍謄本・抄本、住民票、印鑑証明書、マイナンバーカード等の発行に要する経費及びこれらに使用する機器の保守費用が主なものでございます。

10節需用費は、人権擁護委員と町内3小学校で取り組んでいただいている人権の花運動に要する花の苗、土、肥料代等を計上してございます。18節負担金、補助及び交付金には、人権擁護活動を広域的に実施する人権擁護委員協議会への負担金を計上してございます。

○**総務課長（本間和彦君）** 同じく4項1目選挙管理委員会費でございしますが、選挙管理委員及び選挙管理委員会に関する経費を計上してございます。

2目選挙啓発費でございしますが、明るい選挙推進協議会への選挙啓発の経費が主なものでございます。

70ページ・71ページをお願いいたします。

同じく3目参議院議員選挙費でございしますが、令和4年夏に予定されてございます同選挙の執行経費でございします。

続きます、4目秋田県議会議員一般選挙費でございしますが、令和5年4月29日に任期満了となります同選挙の執行経費のうち、令和4年度分でございします。続きます、秋田県知事選挙費、衆議院議員選挙費及び美郷町議会議員一般選挙費につきましては、廃目でございします。

○**企画財政課長（高橋 穰君）** 5項統計調査費でございしますが、1目統計調査総務費は、統計功労者表彰時の額の購入費等を計上してございます。

2目基幹統計費は、統計調査に要する経費を計上してございます。令和4年度は5年に一度となる就業構想基本調査をはじめ、その他都度実施の各統計調査を実施いたします。

○**総務課長（本間和彦君）** 同じく6項1目監査委員費でございしますが、監査委員報酬をはじめ、

費用弁償等監査等に要する経費を計上してございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、74ページ・75ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費でございますが、生活困窮者対策、献血事業及び民生児童委員等社会福祉に関わる各種団体への補助が主なものでございます。

続きまして、76ページから79ページ上段までの2目障害者福祉費でございますが、多くが障害者総合支援法に基づく事業に係るものでございます。

続きまして、78ページから83ページ上段までお願いいたします。

3目高齢者福祉費は、中央ふれあい館の土足化工事や管理運営費並びに介護予防・日常生活など総合事業及び認知施策推進大綱に沿った事業に係るもので、特に介護予防対策の充実を図るものが主なものでございます。

4目医療給付費は、国民健康保険、後期高齢者医療及び福祉医療に関して一般会計で負担する費用を計上しております。

続きまして、2項1目児童福祉総務費は、出生祝金85人分を計上したほか、子供の遊び場の開催や子ども会が行う事業に対する助成が主なものでございます。

次の2目ひとり親家庭福祉費は、ひとり親家庭への支援として小中学校卒業予定者60名に送るお祝い記念品に係る費用を計上しております。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、3目児童福祉施設費ですが、87ページ下段まででございます。本目では町内24か所の児童遊園地の管理費や認定こども園の運営費などを計上しております。

初めに、こども園3園の入園者ですが、490名を見込んでおります。

次に1節の報酬ですが、こども園の園医、歯科医及び薬剤師並びに会計年度任用職員の報酬となります。

84ページ・85ページをお願いします。

3節の職員手当等のうち、一番下の特殊勤務手当ですが、こども園に勤務する保育士等の会計年度任用職員105名及び放課後児童クラブに勤務する支援員等の会計年度任用職員31名に対する処遇改善手当に加え、こども園の正職員の育児休業等への対応のため会計年度任用職員の担任手当3名分を見込み計上しております。

次に、12節委託料ですが、1行目の施設管理委託料は、児童遊園地の管理に係る自治会への委託料でございます。

86ページ・87ページをお願いします。

5行目の設計監理委託料ですが、千畑なかよし園の空調設備改修工事及び仙南すこやか園の幼稚園棟床暖房設備改修工事に係る委託料になります。次に、保育業務委託料ですが、本町の児童が町外の認定こども園等へ入所する場合の委託料で22名分を見込んでおります。その下の給食業務委託料ですが、こども園の給食調理業務に係る一般社団法人美郷町学校給食協会への委託料になります。14節工事請負費ですが、千畑なかよし園の空調設備改修工事、仙南すこやか園の幼稚園棟床暖房設備改修工事及び六郷わくわく園の2歳児テラス手すり・柵設置工事などを実施したく、予算計上しております。

続きまして、4目子育て支援費ですが、89ページ下段まででございます。本目では子育て支援事業や放課後児童クラブ運営費などに係る経費を計上しております。

初めに、放課後児童クラブの利用登録者ですが、通年利用及び長期休業利用合わせまして320名を見込んでおります。

88ページ・89ページをお願いします。

12節委託料のうち、一番下の放課後児童クラブ支援業務委託料ですが、長期休業期間に不足する支援員を確保するためシルバー人材センターへの委託料になります。次に、14節工事請負費ですが、仙南っ子児童クラブの和室畳取替え工事を実施したく、予算計上しております。次に、19節扶助費の子育てのための施設等利用給付費ですが、3歳以上の児童が認可外保育施設等利用する費用を給付するもので、1名分を見込んでおります。その下のすこやか子育て支援事業ですが、広域入所者の保育料及び給食費を助成するもので、20名分を計上しております。また、子育てファミリー支援事業助成は、平成30年4月2日以降に第3子以降のお子さんが生まれた家庭を対象に、予防接種やおむつ購入費などに対し、年間1万5,000円を上限に助成するもので、50名分を見込んでおります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、88ページ下段から91ページ上段の5目児童措置費は、児童福祉施設入所に要する費用や児童手当に要する費用でございます。

○住民生活課長（藤田信晴君） 次の3項1目災害対策費ですが、火災、暴風、洪水等の被害に遭われ、死亡や住宅が半壊以上した世帯に対し、災害罹災者見舞金を支給するため計上してございます。

以上で3款の説明を終わります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、4款1項1目保健衛生総務費は、保健センターの管理費、セルフケア推進事業、心の健康づくり、子育て世代包括支援センター及び少子化対策助成に係る費用を計上しております。

続きまして、2目予防費でございます。94ページ中段からとなります。

妊婦健診、乳幼児健診、がん検診及び各種予防接種に係る費用を計上しており、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費もこちらに計上してございます。

○住民生活課長（藤田信晴君） 次の3目環境衛生費ですが、96・97ページをお願いいたします。

中段の3目環境衛生費ですが、水環境保全、墓地公園の管理、斎場負担金等を計上してございます。

7節報償費ですが、不法投棄の監視や防止活動を行う不法投棄監視人7人の報酬を計上してございます。12節委託料の一番下のイバラトミヨ生育調査委託料ですが、町の魚であるイバラトミヨの生育調査を実施するため計上してございます。調査内容ですが、町内清水126か所について、イバラトミヨや他生物生息の有無、水温、水深、水量等を調査するものでございます。

98・99ページをお願いいたします。

上段、18節の大曲仙北広域市町村圏組合斎場費負担金ですが、内訳として現行の広域斎場の運営費負担金として1,201万6,000円、新南部斎場建設費負担金として6,570万9,000円を計上してございます。

次の2項1目清掃費ですが、98・99ページ中段をお願いいたします。

家庭ごみの収集運搬、処理及び処分に関する費用が主なものでございます。

12節委託料の一番上、ごみ収集業務委託料ですが、町内各集落のごみ集積所からの収集運搬業務のほか、古紙、雑誌類収集運搬業務等の経費を計上してございます。

1つ飛んで、小型家電回収箱作成委託料ですが、現在、小型家電の回収ボックスを町内3か所に設置してございますが、新たに3か所追加設置するための経費を計上してございます。18節負担金、補助及び交付金の上から2番目、大曲仙北広域市町村圏組合廃棄物処理費負担金ですが、収集されたごみ及びし尿等の処理に係る負担金でございます。

○建設課長（木村英彰君） 次のページ、100・101ページをお願いいたします。

3項1目水道費の18節水質検査補助金でございますが、民営本堂城回地区簡易水道が行う水質検査に対する補助金でございます。27節繰出金は、水道事業の円滑な推進を図るため一般会計からの繰出金でございます。

○商工観光交流課長（高階 優君） 続きまして、5款1項1目労働諸費でございますが、1節報酬、7節報償費、10節需用費及び12節委託料のうち、筆耕委託料につきましては町技能功労者表彰に要する経費について計上してございます。18節負担金、補助及び交付金では、関係団体への負担金のほか、上から6行目の職業訓練等支援事業補助金及びその下の資格取得サポート事業補

助金では、求職者や町内企業者の人材育成を支援する費用について計上してございます。

2目雇用対策費18節負担金、補助及び交付金、2行目の雇用促進支援金ですが、町内企業の雇用環境を維持するため、新たに町民を雇用した町内事業者に対する支援金について計上してございます。

5款の説明は以上です。

○農業委員会事務局長（大澤 修君） 6款1項1目農業委員会費でございます。1節は、農業委員17名の報酬となります。

102・103ページをお願いします。

農業委員会の事務に要する経費のほか、8節は機構集積支援事業として委員、職員の資質向上を図るための各種研修等の参加に係る経費、18節は関係機関への負担金等を計上してございます。

○農政課長（中田裕克君） 次に、2目農業総務費ですが、7節から次の104ページ・105ページの12節につきましては、農政課で管理する公用車の維持管理費や圃場の湛水管理状況の巡視などに係る予算を計上してございます。

3目農業振興費ですが、1節報酬は、鳥獣被害対策実施隊員30名、鳥獣被害対策協議会委員2名、農業振興地域整備促進協議会委員10名分の報酬を、7節の報奨金は、美郷ブランド作物である美郷雪華、セリ、レンコンの作付を推進するための品目ごとの栽培勉強会及びサキホコレの堆肥施用効果実証試験等のための講師謝礼を、8節の費用弁償は、有害鳥獣駆除等の隊員出勤に対するもので、延べ700回分を計上してございます。12節の平場の森公園管理委託料は、公園管理業務を委託するもので、4段目の薬用植物試験栽培委託料は、生産性・収益性の高い安定的な栽培管理を確立するための実践・調査を委託するものでございます。

一番下の緩衝帯整備業務委託料は、熊出没を抑制することを目的に山際の下刈り等によって森林と平地を区別した緩衝帯をつくる委託料で、全額県補助金で行うものでございます。

18節の負担金、補助及び交付金は、各種農業関係団体への補助金のほか、経営体や法人育成等のための支援として補助金等を計上してございます。主なものとしましては、下から3段目、経営所得安定対策等推進事業補助金は、経営所得安定対策を実施する町地域農業再生協議会に対する事務費補助金でございます。

106・107ページをお願いします。

4段目の美郷町6次産業化支援事業補助金は、農産物加工による商品開発や加工設備等の購入及び施設改修、首都圏をはじめとする県外での販促活動費等へ支援するものです。補助率は2分

の1から3分の2以内で、漬物等を含む加工設備の購入や施設改修等につきましては、上限額を25万円から50万円に拡充するものでございます。

中段の薬用植物栽培支援事業補助金は、株式会社龍角散からの寄附による基金を活用し、薬用植物の栽培面積の拡大を図るため栽培面積や出荷量に応じて補助するものでございます。

その下の生産力強化支援事業補助金は、複合経営の推進と農業経営の安定化を図るため必要な機械等の導入に対し支援するものです。補助率は、県、町合わせて2分の1以内で、23件の事業実施を見込んでおります。

次の作物転換総合支援事業補助金は、園芸作物への転換による経営の複合化と美郷推進作物や美郷ブランド作物の産地化を推進するため、種苗や機械導入費のほか、新規作付面積等への助成など総合的に支援するもので、増加面積の要件緩和やハウス助成の上限額を25万円から50万円に拡充し、作物転換の拡大定着を図るものでございます。

次の循環型農業土づくり応援事業補助金は、これまでの美郷ブランドゆうき応援事業を統合し、循環型農業の実践による土づくりを支援する町事業で、特別栽培米のほか美郷推進作物、美郷ブランド作物、大豆を販売目的に栽培するため、町堆肥センターの堆肥を購入・施用された農業者等に対し、経費の一部を補助するもので、補助率は3分の1以内、上限額は10アール当たり5,000円でございます。

次の産地パワーアップ土づくり事業補助金は、堆肥の実証的な活用による土づくりの取組に対し、10アール当たり3万円を上限に補助する県の事業で、9件の事業実施を見込んでおります。

次のサキホコレ作付応援事業補助金は、令和4年産から一般作付が開始されるサキホコレの作付拡大を推進するとともに、環境に配慮した安全・安心な美郷米の付加価値向上を図るため、サキホコレの栽培に係る生産者負担金に対し支援するもので、令和4年産の作付面積を約120ヘクタールと見込み、町堆肥センターの堆肥の施用の有無に応じて3分の2、または3分の1以内を補助するものでございます。

次に、4目担い手対策費ですが、7節の報償金は、人・農地プラン検討会の委員8名分を、18節の負担金、補助及び交付金は、各種団体や協議会への補助金のほか農地中間管理機構を利用した機構集積協力金、新規就農者への補助、農業生産法人育成のための補助となります。

主なものとしまして、上から5段目の営農継続支援事業補助金は、生産力の強化や営農継続に必要な機械、施設等の導入経費を補助する町事業で、補助率は認定農業者等が6分の1以内、その他の60歳未満の農業者は2分の1以内で上限額50万円とし、担い手としての営農意欲の向上を図ります。

その下の機構集積協力金は、農地中間管理機構を通じて農地を貸し付ける場合、出し手農家に経営転換協力金を、受け手地域に地域集積協力金を交付するもので、全額県補助金でございます。

新規就農者研修支援補助金は、県の農業試験場や大仙市新規就農研修施設で研修する者に対し、県と連携し、月額7万5,000円を支給するもので、研修予定者3名分を計上してございます。

108・109ページをお願いいたします。

新規就農者育成総合対策事業補助金は、これまでの農業次世代人材投資事業補助金から事業名が変更となり、次世代を担う農業者となることを志向する方に対し、就農直後の経営確立に必要な資金のほか、機械、施設等の導入も合わせて総合的に支援するもので、継続分が2名及び夫婦1組、新規分2名を計上し、全額県補助金でございます。

一番下の農地所有適格法人運営支援事業補助金は、設立して間もない農業法人の円滑な運営を支援するため会計事務等の専門家へ依頼する経費の一部を助成するもので、9法人分を計上してございます。

○**商工観光交流課長（高階 優君）** 続きまして、5目農業振興施設管理費でございますが、道の駅、ニテコ名水庵、湧子ちゃん、あったか山直売所等の6施設分の管理及び委託経費を計上してございます。

10節需用費から13節使用料及び賃借料までは、各施設の維持管理及び設備に伴う経費を計上してございます。14節工事請負費の手づくり工房湧子ちゃんサイダー製造設備改修工事は、経年劣化に対応した設備修繕、取替工事の経費を計上しております。18節負担金、補助及び交付金では道の駅関連の連絡会等に対する負担金を計上しております。

○**農政課長（中田裕克君）** 続きまして、6目畜産業費ですが、畜産経営の向上や防疫体制の徹底を図り、町の畜産振興を推進するための事業費全般と町堆肥センター及びアクティセンターの運営、維持管理等の経費でございます。

10節需用費の修繕料は、堆肥センター等に係るもので、12節委託料はアクティセンターの指定管理料が主なものでございます。

110・111ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金は、畜産関連団体、組織への負担金や補助金が主なものでございまして、中段の畜産環境総合整備事業負担金は、県農業公社による堆肥センターの機能強化事業及びアクティセンターのストックマネジメント事業への負担金で、令和4年度は発酵処理施設、構内舗装、排水処理工事等を行い、町の負担は国補助事業費の2分の1、県補助事業費の4分の

3でございます。

次に、7目農村整備費ですが、10節需用費と11節役務費は、主に農村公園等の管理に係る経常経費と修繕料、12節委託料は、農村公園等の管理委託料が主なもので、施設管理委託料は公園2か所、農村公園管理業務委託料は農村公園26か所の管理業務委託でございます。

112・113ページをお願いします。

18節は圃場整備事業をはじめとする土地改良事業への負担金や関連団体への負担金が主なものでございます。上から6段目の県営基盤整備事業費負担金は、金沢、畑屋中央、鑓田南谷地、明田地野際、太田南部の5地区の基盤整備事業に対する町負担金で、負担率は10%でございます。

下から2段目の多面的機能支払交付金は、20組織で、その下の中山間地域等直接支払交付金は3組織を対象に活動を予定しており、多面的・中山間それぞれ補助率は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。27節の農業集落排水事業特別会計繰出金は、事業債の償還などのために繰り出すものでございます。

次に、2項1目林業費ですが、7節から13節につきましては、七滝水の森植樹事業に係る経費を、2段目、3段目の測量調査委託料と設計監理委託料は、林道七滝山線整備工事に係るものでございます。

114ページ・115ページをお願いいたします。

森林病虫害等防除委託料は、松くい虫やナラ枯れの被害木の抜倒駆除や薬剤散布等の業務委託で、その下の森林経営管理業務委託料は、森林管理制度に基づき今後の森林経営管理について森林所有者の意向調査や経営管理権の集積計画の策定業務を委託するもので、森林環境譲与税を財源としております。14節の林道七滝山線整備工事は、林道整備に係る工事費で延長4.2キロメートルのうち、令和元年度からの3年間で1,000メートルが完成し、令和4年度は約500メートルを計画しております。18節は、緑の募金協力団体への助成金のほか、森林関係団体への負担金が主なもので、下から3行目、林業トップランナー養成研修補助金は、秋田林業大学校での研修に当たり、年間受講料相当額を補助するもので2名分を計上してございます。

6款の説明は、以上でございます。

○商工観光交流課長（高階 優君） 続きまして、7款1項1目商工総務費でございますが、114ページから117ページまででございます。

その主なものといたしまして、ふるさと大使関連経費、秋田朝日放送CM大賞製作経費、秋田空港情報コーナーへのポスター等設置経費でございます。

116・117ページをお開き願います。

次に、2目商工振興費でございますが、7節報償費から13節使用料及び賃借料までは、美郷うりこめ推進事業での首都圏等への販売促進経費、美郷ブランド開発・販売促進事業に要する経費、企業誘致関連では首都圏での企業立地セミナー等に要する経費等を計上しております。また、町産業大使関連事業として町内企業の経営者や後継者の人材育成及び町内企業の経営力向上を図るため美郷経営塾の開催経費を計上しております。

12節委託料、一番下段に記載の換金業務委託料は、町内の取扱店舗で使用可能な地域振興券の換金代金になりますが、3つの関連事業が含まれてございます。1つ目として、既に関連予算についてご可決いただいている課税世帯に対する地域振興券給付事業になります。対象となる4,900世帯に対し1万円分の地域振興券を給付する事業でございます。2つ目は、新たな事業といたしまして新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況を踏まえ、町内経済の更なる回復を目的に1万円分の地域振興券を5,000円で販売する地域振興券販売事業になります。美郷町民を対象に8,000セット分の販売を予定しており、その換金代金分を計上してございます。3つ目は、これも新たな事業となりますが、連携協力協定を締結している日本航空株式会社との関係強化と更なる町内経済の回復を目的にJALグループ国内線を利用された町民に対し500人を上限に1人当たり6,000円分の地域振興券を給付する連携企業応援事業になります。

以上、3つの関連事業の換金代金等の経費について予算計上しております。

恐れ入ります。118ページ・119ページをお開き願います。

18節負担金、補助及び交付金のうち、主な継続事業といたしましては、2行目から5行目までに記載の商工会事業への補助金、2つ飛びまして8行目に記載の空き店舗等活用家賃支援事業補助金として10事業者に対する家賃補助、さらに4つ飛びまして13行目に記載の地域資源を活用した新たな特産品づくりのための特産品開発事業補助金等を計上してございます。

また、新たな補助事業といたしましては、中段付近、上から12行目に記載のインターネット販売・販路開拓支援事業補助金として、インターネットを活用した販路開拓にチャレンジする町内事業者を後押しするため、ショッピングサイトの構築などの環境整備に対し、補助率3分の2、20万円を上限に補助する予算を計上しております。

また、一番下段に記載している新型コロナウイルス感染防止対策認証飲食店支援金ですが、適切な感染防止対策を講じる飲食店を増加させるため、秋田県が実施する感染防止対策飲食店認証制度の認証を受けた町内飲食店に対し、1事業者当たり10万円を上限に支援金を給付する予算について計上してございます。

20節貸付金では、中小企業振興資金預託金として金融機関3行へ預託するため1億3,000万円を

計上しております。

続きまして、3目観光費ですが、1節報酬及び7節報償費は、滞在型観光推進事業といたしまして、地域資源活用協議会の委員報酬、SNS活用講習会等の謝礼金を計上しております。8節旅費では、滞在型観光推進事業として各種集客イベントへの参加旅費及び北海道中富良野町への訪問旅費等を計上しております。10節需用費では、各種観光パンフレットの作成経費のほか、公衆トイレ等の光熱水費、大台野広場など観光施設の修繕料等を計上しております。11節役務費では、ラベンダーまつりやカマクラ等の観光イベントの新聞広告料のほか、清水の水質検査手数料等を計上しております。

120・121ページをお開き願います。

12節委託料ですが、主なものといたしましてトイレパークや大台野広場、名水市場湧太郎をはじめとする観光施設の管理委託経費を計上しているほか、上から16行目、観光振興業務委託料では観光情報センターの管理運営をはじめ、観光情報の発信や観光案内等に関する業務について委託経費として計上しております。

また、上から7行目の名水市場湧太郎、観光案内休憩所施設改修工事実施設計業務委託料ですが、今年度実施いたしました基本設計業務の成果に基づきまして、改修工事に向けた実施設計業務の委託経費を計上しております。改修を予定している施設は、いずれも街の中心部にある観光拠点となる施設でございますが、本町を訪れる観光客の皆さんの利用に加え、より多くの町民の皆様からも気軽にご利用いただき、にぎわいの招致につながる施設となるよう実施設計を進めてまいります。

続きまして、下から3行目、ネイチャーガイド講習会運営業務委託料ですが、今年度認定いたしましたネイチャーガイドを対象としたブラッシュアップ講習会の開催経費等の関連経費について計上しております。

122・123ページをお開き願います。

12節委託料ですが、主なものといたしましてトイレパークや大台野広場、名水市場湧太郎をはじめとする観光施設の管理委託経費を計上しているほか、失礼いたしました。

14節工事請負費でございます。大変失礼いたしました。

14節工事請負費、3行目の雁の里山本公園施設改修等工事ですが、雁の里ふれあいの森キャンプ場のバンガロー改修等に要する経費、パークゴルフ場の垣根改修工事等の経費について計上しております。バンガロー改修工事の具体的な内容といたしましては、現在のバンガローの利用状況、また今後の維持管理費等を総合的に勘案いたしまして、現在ある6棟のうち3棟について

は解体することとし、解体後の敷地についてはキャンパーの利用が高まっているフリーサイトスペースとして拡充整備いたします。また、残る3棟については、建物の老朽化が進んでいることから屋根、外壁の塗装のほか、内装リフォーム等による改修を行い、フリーサイトスペースと合わせましてキャンプ場全体の利用率向上を図ってまいります。

17節備品購入費ですが、2行目のレンタサイクル用自転車につきましては、レンタサイクル事業の利用を高め、観光客の町内周遊を促進するため、レンタサイクル用自転車の更新として若い世代を中心に人気が高いクロスバイク、マウンテンバイク、電動自転車を購入する経費について計上してございます。

18節負担金、補助及び交付金ですが、広域観光に係る協議会等への負担金をはじめ、各種観光イベントへの参加負担金、イベント等開催補助金、温泉運営費補助金等の予算について計上しております。

続きまして、4目温泉施設費ですが、10節需用費、11節役務費は、町で負担すべき町内3温泉施設の管理経費を計上してございます。

124・125ページをお開き願います。

14節工事請負費ですが、各温泉施設の温泉設備改修工事に係る経費を計上してございます。主なものといたしまして、千畑温泉サン・アールでは建物正面の外壁塗装工事、サウナ室木工部分改修工事、六郷温泉あったか山ではコテージ4棟の内装改修工事、湯とぴあ雁の里温泉では火災受信機更新工事等の費用を計上してございます。17節備品購入費ですが、脱衣かご用棚、冷水器等の備品購入に関する経費について計上してございます。

7款の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） 説明途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時55分）

---

（午後 1時00分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○建設課長（木村英彰君） それでは、予算書124・125ページをお願いいたします。

8款土木費でございます。

1項1目1節報酬は、除雪運転手20人分に対する報酬でございます。10節から18節まで飲用地下水涵養の対策費を計上しております。10節と12節は、涵養池4か所の維持管理費に要する経費

を、13節は涵養池及び地下水位計の設置土地借上料を計上しております。14節地下涵養整備工事ですが、六郷字琴平東地区の町有地を水源涵養池として活用したく整備するものでございます。

次のページ、126・127ページをお願いいたします。

18節は涵養池の水源確保に要する水利費負担金と令和3年度より水道未普及地域における家庭用井戸等整備に対する補助制度でありまして、20件分を計上しております。

続きまして、2項1目道路橋梁総務費でございます。8節旅費は国道13号整備促進要望活動2回分、12節委託料では道路台帳補正業務を計上し、道路拡幅や改修区間に伴うデータの加除を行い、町道認定、廃止業務を行ってまいります。また、道路管理データベース化業務では舗装道路を実際に走行し、その振動から段差度合いを数値化することにより舗装劣化の進んでいる路線を把握し、補修年次計画に反映していくものでございます。17節では、職員による道路映像を撮影・記録して比較するなど、補修計画の資料とするため機材購入費を計上するものでございます。18節には、道路に関する各種同盟会や加入団体への負担金を計上しております。

続きまして、2目道路維持費でございます。年間を通しての町道全体の維持管理費を計上しており、特に冬期除雪作業につきましては町道450.1キロ、歩道52キロ、一斉除雪25回を想定し、除雪委託料や町保有除雪機械の燃料代、点検・修理費など必要な経費を計上しております。

10節需用費の消耗品は、タイヤやチェーン、カッティングエッジなどの消耗品購入費、燃料費は町所有除雪機械の燃料代、光熱水費は除雪センター及び消雪パイプのポンプ電気料、修繕料は除雪機械やパトロール車の点検整備費及び消雪パイプの修繕費でございます。11節の手数料は、除雪タイヤの交換手数料です。12節施設管理委託料ですが、六郷中心部にあります中央通り線の消雪のための5か所ある井戸のうち1か所の井戸洗浄経費でございます。

次のページ、128・129ページをお願いします。

上から4段目、道路除雪委託料は今年度と同様に町内業者と業務委託を締結し、作業に当たってまいります。その下、道路維持作業委託料は道路側溝清掃や街路樹剪定費用などでございます。13節、上から4段目、排雪用車両借上料とは町直営による排雪作業で雪の運搬に使用するダンプトラックの借上料でございます。14節工事請負費ですが、一般土木工事ではガードレールなど道路附带施設の修繕工事、路面標示工事では消えかかっている区画線の引き直し、舗装工事では穴ぼこが発生するなど傷んだ舗装部分の補修を実施してまいります。17節では老朽化した2トンドンプ1台、軽トラック1台、ロータリー除雪車2台、除雪ドーザー2台を更新する計画で、除雪機械につきましては社会資本整備総合交付金の対象となるものです。

続きまして、3目道路新設改良費です。予算書は131ページまでとなっております。

道路整備につきましては、測量調査5路線、改良舗装工事5路線、歩道整備工事1路線を実施するほか、道路維持につきましては、舗装補修工事23路線、道路側溝改修工事3路線、橋梁点検92橋、橋梁補修工事4橋、橋梁補修設計5橋などとなっております。

工事箇所につきましては、別にお配りしております令和4年度美郷町主要事業位置図に記載しておりますので、ご覧願います。

なお、社会資本整備総合交付金を財源とする路線につきましては、交付額の決定により事業費、事業量に変動がありますことを申し添えます。

次のページ、130・131ページ中段をお願いします。

3項1目河川総務費でございます。12節の河川管理業務委託料では、町管理河川の適正管理として草刈り作業を各地区にあります河川愛護会に委託するものでございます。14節では、2河川の護岸などの改修工事、4河川でしゅんせつ・河床整正を実施し、流下能力の向上を図ります。18節では各加盟団体への負担金及び流雪溝の維持管理に関する負担金を計上しております。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。予算書は133ページまでです。

都市計画事務に必要な経費及び負担金を計上しております。

132ページ、2目都市公園費でございますが、町内10か所の都市公園及び特定地区公園の維持管理に要する経費でございます。

5項1目下水道費18節浄化槽設置整備事業補助金は、55基を予定しております。また、浄化槽設置者への水質環境保全費補助金につきましては、1,700件を見込んでおります。27節では下水道事業の円滑な経営を図るため特別会計への繰出金を計上しております。

続きまして、6項1目住宅管理費です。予算書は135ページまでとなっております。

町営住宅188戸の維持管理に係るものでございます。10節需用費の修繕料では、ボイラーや水道の漏水などの修繕費用を、11節、135ページ記載の水質検査手数料では、地下水をくみ上げて供給している町営住宅の毎月の水質検査費用を、12節施設管理委託料では、その井戸の洗浄や給水施設の保守管理及び下水排水管の洗浄業務を行うものでございます。14節では塚Ⅱ住宅の屋根等塗装工事及び遊具更新工事、小安門住宅の水道管及びガス管を更新する改修工事及び熊野住宅1号棟屋上雪割設備設置工事を実施いたします。18節におきましては、耐震診断及び耐震改修費補助金それぞれ2件分、住宅リフォームの補助金75件分を見込み計上しております。この住宅リフォーム補助金につきましては、制度施行から10年を経過し、再リフォームの要望もあることを鑑み、次の条件により運用するよう制度改正を行いました。従来、補助申請は1回限りとしておりましたが、過去にこの制度を利用された方で、同じ箇所を再度リフォームする場合は10年以上、

それ以外の箇所のリフォームの場合は5年以上経過している場合、再度補助対象とするものと改め、4月1日から運用してまいります。

以上で、8款の説明を終わります。

○住民生活課長（藤田信晴君） 次の9款1項1目常備消防費ですが、大曲仙北広域市町村圏組合に対する消防費の負担金でございます。

2目非常備消防費は、消防団の活動に要する費用を計上しております。1節報酬では消防団員の年報酬を、8節旅費の費用弁償では火災・捜索・災害警戒等の活動に要する費用を計上してございます。10節需用費、11節役務費、次の137ページの12節委託料までは、消防訓練大会及び出初式の費用を計上してございます。

次のページ、137ページの中段、3目水防費ですが、水防警戒及び水防出動などの事態に備えるための経費及び土のう袋などの防災用消耗品に係る経費を計上しております。

次の4目災害対策費ですが、防災に係る費用を計上してございます。10節消耗品費は、防災備蓄品の購入費用を、光熱水費は、防災行政無線の電気料を計上してございます。12節委託料の設備保守点検委託料は、防災行政無線130基の保守点検費用を、一番下のFMラジオ業務委託料は、緊急告知FMラジオ放送に係る費用を計上してございます。

138・139ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金の一番下、危険空き家等解体費補助金ですが、所有者の自主的な解体を促すため補助額上限をこれまでの80万円から100万円とし、7件分を予算計上してございます。

続きまして、5目消防施設費ですが、消火栓、防火水槽、消防ポンプ車等消防施設の設置及び維持管理に要する費用でございます。7節報償費では、ポンプ庫、消火栓、防火水槽等の除排雪作業に対する報償金を、10節需用費は、ポンプ車及び消防指令車に係る経費を計上してございます。14節工事請負費では、熊野地区に防火水槽を設置したく、かかる予算を計上してございます。17節備品購入費では、小型動力ポンプ2台とホース保護部品を購入したく、かかる予算を計上してございます。

140・141ページをお願いいたします。

18節の水道事業消火栓設置負担金ですが、黒沢地区の水道管布設替え工事に伴い消火栓を2基設置するための負担金を計上したものでございます。

以上で、9款の説明を終わります。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、10款教育費についてご説明いたします。

1 項 1 目教育委員会費ですが、教育委員の報酬が主なものです。

次に、2 目事務局費ですが、143ページ中段まででございます。

7 節報償費には美郷町教育を考える会の講師謝礼など、142ページ・143ページのほうに移りまして、上段の10節印刷製本費には、家庭教育10か条カレンダーやいじめ防止リーフレット印刷代など、12節委託料には教職員のストレスチェック委託料など、18節負担金、補助金及び交付金には各種負担金や六郷高等学校教育振興会補助金のほか、美郷中学校10周年記念事業に対する補助金を計上しております。また、一番下の児童・生徒PCR検査等助成金は、新型コロナウイルス感染対策として、児童・生徒等が修学旅行など学校行事やスポーツ大会等のために県外へ行き、帰県後に任意で行うPCR検査等の検査費を助成するものです。

続きまして、3 目教育助成費ですが、新規事業として入学祝金事業、子供の不審者等対策事業、ふるさと教育・キャリア教育推進事業及び奨学金返還事業に加え、学力向上対策事業、友好都市との学校間交流推進事業、子どもの感性・創造力育成事業、タイ王国との中学生交流事業、ICT活用教育推進事業などのほか、町出身の大学生等に町特産品を贈呈する大学生等応援事業の実施に係る経費を計上しております。

初めに、7 節報償費の報償金ですが、大学生等応援事業に係る町特産品の経費や、「鴻鵠の志」育成基金を活用し、中学生及び小学校6年生を対象とした講演会の講師謝礼のほか、小中学校への楽器指導者派遣事業や美郷ふるさと活動協力者への謝礼、さらにタイ王国ノンタブリー県との中学生相互訪問交流事業に係る体験活動の講師や通訳への謝礼等を計上しております。次に、賞賜金ですが、子育て世帯への支援として令和5年4月に小学校及び中学校に入学する児童・生徒を対象にした1人3万円の入学祝金や「鴻鵠の志」育成基金を活用し、自由研究コンテスト（高学年の部）の最優秀賞受賞者への視察研修費を計上しております。

次に、10節需用費の消耗品費ですが、新聞活用教育推進に係る新聞代やスクールバスタイヤ購入費などを計上しております。

144ページ・145ページをお願いします。

12節委託料、2 行目の運行管理業務委託料ですが、遠距離通学対策や校外活動、園児の登降園や園外活動のため、スクールバス、夏季15台・冬季16台分の運行委託料になります。3 行目のほんもの講座公演委託料は、小学生を対象とした演劇鑑賞等の経費、4 行目のふるさと学習教材制作支援業務委託料は、学習教材ふるさと美郷の宝箱制作に係る経費、5 行目の外国語指導助手派遣事業委託料は、外国語指導助手3名の経費、6 行目のICT支援業務委託料は支援員1名の経費、7 行目のタイ王国中学生交流事業支援業務委託料は、交流事業の支援等に係る経費を計上し

ております。

次に、13節使用料及び賃借料、3行目のデジタル教科書クラウド配信使用料ですが、学習者用で小学校1校分を計上しております。なお、中学校及び小学校2校分の経費は国が負担する予定です。次に、14節工事請負費ですが、3小学校の敷地内への防犯カメラ設置工事を実施したく、予算計上しております。次に、18節負担金、補助金及び交付金、2行目の奨学金返還助成金ですが、令和3年度に認定をする4名分を計上しております。また、タイ王国中学生交流事業補助金は、12名分を計上しております。次に、19節の就学援助費ですが、要保護・準要保護児童生徒96名分を見込んでおります。次に、20節の奨学資金貸付金ですが、継続13名を含む32名分を計上しております。

2項1目学校管理費ですが、149ページ下段まででございます。本目では小学校の学校保健、施設管理及び環境整備に係る予算を計上しております。

初めに、3小学校の在籍児童数ですが、744名の予定です。

次に、1節報酬ですが、小学校の学校医、歯科医及び薬剤師などの報酬となります。

146ページ・147ページをお願いします。

12節委託料ですが、7行目の設計監理委託料は、千畑小学校の空調設備改修工事及び校舎屋根改修工事に係る委託料になります。

148ページ、149ページをお願いします。

13節使用料及び賃借料の2行目、事務機器借上料は、3小学校の教職員用のノートパソコン72台の更新に係るリース料を見込み計上しております。14節工事請負費ですが、千畑小学校において空調設備改修工事、校舎屋根改修工事及び音楽室改修工事などを実施したく、予算計上しております。17節の学校備品ですが、児童用椅子、机や給食用配膳台を年次計画で整備するほか、仙南小学校の除雪機1台の購入費となります。

続きまして、2目の教育振興費ですが、本目には学習及び学校行事に係る経費を計上しております。10節需用費の消耗品費ですが、小学校の新型コロナウイルス感染対策に係る保健衛生用品購入代として1校当たり25万円、3校分として75万円を含む予算を計上しております。18節負担金、補助金及び交付金、2行目の児童派遣費等補助金ですが、各種大会への派遣費補助金を計上しております。

続きまして、3項中学校費についてご説明します。

1目の学校管理費ですが、153ページ下段まででございます。本目では中学校の学校保健、施設管理及び環境整備に係る予算を計上しております。

初めに、在籍生徒数ですが、406名の予定です。

次に、1節の報酬ですが、学校医、歯科医及び薬剤師などの報酬となります。

150ページ・151ページをお願いします。

12節委託料、4行目の検診委託料ですが、現在小学校5年生を対象に実施している脊柱側弯症検査について、令和4年度より中学2年生にも拡大実施する予算を含め計上しております。6行目の設計監理委託料は、中央棟平屋部屋根改修工事に係る委託料になります。

152ページ・153ページをお願いします。

13節使用料及び賃借料の2行目、事務機器借上料は、教職員用のノートパソコン34台の更新に係るリース料を見込み計上しております。14節工事請負費ですが、中央棟平屋部屋根改修工事や受変電設備改修工事などを実施したく、予算計上しております。17節の学校備品ですが、美術室等の角椅子や卓球台等の購入費となります。

続きまして、2目の教育振興費ですが、本目には学習及び学校行事に係る経費を計上しております。10節需用費の消耗品費ですが、中学校の新型コロナウイルス感染対策に係る保健衛生用品購入代として40万円を含む予算を計上しております。18節負担金、補助金及び交付金、3行目の生徒派遣費等補助金ですが、各種大会への派遣費補助金を計上しております。

3項の説明は、以上でございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 4項1目社会教育総務費でございますが、152ページから157ページ上段までであります。

本目では家庭教育や青少年教育、生涯学習講座や美郷カレッジ、いきいき大学の開催など、各種講座や学習等に要する経費のほか、芸術文化事業として自衛隊コンサートやジャズコンサートの開催、新たな取組といたしまして、友好都市との芸術文化を通じた交流の実施などに係る予算を計上しております。

学友館での特別展につきましては、町内在住の写真家・大川清一氏の写真展を、秋田魁新報社の共催をいただき開催を予定するほか、町出身の画家・渋谷重弘氏、故高橋清見氏、故藤井 勉氏、3名の町収蔵作品等を一堂に会した絵画展を開催する予定としており、関連予算を7節から13節に計上しております。18節には関係団体並びに文化団体等への負担金補助を計上しております。

2目図書館費でございますが、156ページから159ページ上段までであります。本目では図書館の管理運営に要する経費が主なものでございますが、読書推進事業として読書フェスタや手づくり絵本教室の開催、乳児健診の際に読み聞かせを行い、絵本を贈るブックスタート事業などの予

算を計上しており、2年度目となる美郷大使で絵本作家の永田 萌氏による幼児向けの美郷オリジナル絵本の制作関連予算につきましても7節から13節に計上しております。また、図書館の視聴覚環境向上事業として、映像や音楽を視聴できるブースの新設のための機材等の購入経費を、17節学友館管理用備品費に計上しております。

3目文化財保護費でございますが、本目では県営圃場整備事業明田地野際地区並びに六郷西部2地区の埋蔵文化財発掘調査に係る経費、並びに町指定文化財の適切な維持保存に要する経費が主なものであります。また、新たに民族文化財継承活動推進事業として、六郷のカマクラ行事並びにわら細工や鍾馗様のわら文化に係る記録映像の制作関連予算を7節並びに12節に計上しております。

4目社会教育施設費でございますが、158ページから163ページ上段までであります。公民館、学友館、北及び南ふれあい館並びに歴史民俗資料館等の社会教育施設の管理運営に要する経費が主なものでございます。

14節工事請負費では、歴史民俗資料館並びに学友館図書館の土足化、また経年劣化が著しい学友館の屋根塗装並びに屋上防水改修等の予算を計上しております。17節備品購入費では、公民館等の社会教育施設で開催される事業を他の社会教育施設にライブ配信するなどの環境整備のための機材、ビデオカメラやパソコン、プロジェクタなどの購入予算を計上しております。

5項1目保健体育総務費でございますが、162ページから165ページまでであります。本目ではスポーツ振興に要する経費とタイ・バドミントンナショナルチームの合宿並びに交流事業の実施など、タイ王国のホストタウン推進事業に要する経費を計上しております。また、企業連携事業として、ヨネックス株式会社による一流アスリートを迎えてのバドミントンやソフトテニスのクリニック、並びに株式会社モンベルによる美郷中学校生徒を対象とした登山教室の開催経費を計上しております。その他、12節には各種スポーツ教室並びに各種スポーツ大会の開催委託料を計上しているほか、18節では各種スポーツ団体への活動支援の補助金等を計上しております。

2目保健体育施設費でございますが、166ページから169ページ上段までであります。総合体育館、各地区の体育館、野球場並びに武道館等の体育施設の管理運営に要する経費が主なものでございます。

12節の施設管理委託料につきましては、サン・スポーツランド千畑、屋内スポーツ館並びに宿泊交流館ワクアスの指定管理に要する経費が主なものであります。14節工事請負費では、3か年計画の最終年度となる野球場の塗装工事やトイレの洋式化改修、総合体育館の非常照明バッテリーの更新や防火扉の改修等の予算を計上しております。17節備品購入費では、宿泊交流館の食器

消毒保管機や3か年計画の最終年度となる布団や枕などの購入予算を計上しております。

2目保健体育施設費の説明は、以上でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、3目学校給食費ですが、171ページ下段まででございます。本目では、北及び南学校給食センターの管理運営費を計上しております。

初めに、1日当たりの食数ですが、北学校給食センターが557食、南学校給食センターが737食と見込んでおります。

12節委託料ですが、4行目の施設管理委託料は、北学校給食センターの空調設備改修工事に係る委託料でございます。

170ページ・171ページをお願いします。

7行目の給食業務委託料は、給食調理・配送業務に係る一般社団法人美郷町学校給食協会の委託料になります。また、その下の秋田県HACCP認証取得支援業務委託料ですが、認証取得に必要な衛生管理マニュアル作成支援に係る委託料になります。昨年6月の食品衛生法の改正に伴い、HACCPに沿った衛生管理が完全義務化されました。当給食センターでは、国の大量調理施設衛生管理マニュアルや学校給食管理衛生基準に基づき、調理工程ごとのリスク管理を行っておりますが、秋田県の認証制度に基づく認証を取得することにより、衛生管理レベルの向上による食品事故等のリスク軽減や安全安心な学校給食を保護者にPRできることなどが期待できると見込んでおります。

次に、14節工事請負費ですが、北学校給食センターの受変電設備改修工事や加熱調理室等の床改修工事などを実施したく、予算計上しております。また、17節備品購入費の給食用備品は、南学校給食センターのご飯用保温箱の更新、北学校給食センターの床洗浄機の購入費を計上しております。

10款の説明は、以上でございます。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、11款1項1目農林水産業施設災害復旧費ですが、10節から15節まで農地等の災害復旧に対応するための関連予算を計上してございます。

○建設課長（木村英彰君） 172・173ページをお願いします。

2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、不測の災害発生に備え、初動調査に必要な経費を計上しております。

○企画財政課長（高橋 稔君） 続きまして、12款1項公債費でございますが、1目には町債の通常償還の元金を計上してございます。2目には町債償還の利子分と歳計現金に不足が生じた際の繰替え運用に伴う利子分を計上してございます。

次に、13款1項基金費でございますが、2行目のふるさと美郷子ども育成基金につきましては、ふるさと納税寄附見込み分と利子分を積立金に計上してございます。その他の基金につきましては、利子分を積立金に計上してございます。

続きまして、14款予備費でございますが、昨年度と同額の2,000万円を計上してございます。迅速かつ的確な災害対応や町の施設等の円滑な運営と維持管理などに資するため計上するものでございます。

令和4年度一般会計予算の説明は、以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第20号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第21号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第2、議案第21号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第21号につきまして、ご説明いたします。

予算書は183ページからとなります。

初めに概要を申し上げます。令和4年度の総額は22億7,725万9,000円で、令和3年度と比較し、額にして742万6,000円、率にして0.3%の増額となっております。

被保険者数は、令和4年度は令和3年度より約200人減少の4,060人を想定しております。

医療費につきましては、療養給付費が令和3年度に比べ0.9%の減、高額療養費が3.8%の増、総額で0.3%減額すると見込んでおります。

県に納入します事業納付金は、令和4年度分として5億5,636万2,000円が示されており、令和3年度と比較し、額にして2,207万3,000円、率にして4.1%の増額となっております。増額となりました要因につきましては、秋田県全体における保険給付費の増加が最大の要因であると考えます。

国民健康保険税ですが、普通交付金等公費の動向等を参酌しまして、令和3年度より1,138万円の増額で計上しております。現在のところ、被保険者数、医療費、繰越金、所得及び収納率等不確定要素がございますので、本算定までの間に適正な税率を検討してまいります。

では、歳入からご説明いたしますので、192・193ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は、県が示しました標準保険料と事業費納付金の保険税分を基本に医療費及び公費等の動向を参酌しまして、令和3年度と比較し、額にして1,138万円、率にして3.0%増

額して計上しております。

2款1項1目督促手数料は、令和3年度実績見込みをもとに計上しております。

194・195ページをお願いいたします。

3款1項1目災害臨時特例補助金は、存置計上しております。

4款1項1目普通交付金は、保険給付費として支払う相当額を県が交付するもので、令和4年度保険給付費の見込みをもとに参酌し、計上しております。

2目特別交付金は、保健事業等の取組状況及び実績等により県が交付するもので、令和3年度の実績見込みに基づき計上しております。

3目福祉医療基盤強化補助金は、福祉医療費として支出したため国の療養給付費負担金及び調整交付金で減額措置された分に対する県の補助金で、減額措置相当分の2分の1を計上しております。

2項1目財政安定化基金交付金は、災害や景気変動等の特殊事情により国民健康保険会計に財源不足が生じた際に県の財政安定化基金から補助金が交付されることになっているため、存置計上しております。

5款1項1目利子及び配当金ですが、基金の利子見込み額を計上しております。

6款1項1目一般会計繰入金は、一般会計から繰入れする分で、1節、2節の保険基盤安定繰入金は保険者の財政基盤の安定を図るため保険税軽減分、低所得者層割合に応じた支援分として繰入れする分でございます。3節は未就学児の均等割り保険税軽減分を繰入れする分でございます。

196・197ページをお願いいたします。

4節は職員給与費等に係る分、5節は出産育児一時金等に係る繰入金でございます。6節財政安定化支援事業繰入金は、低所得者や高齢被保険者が多いなど、被保険者の責めに帰すことができない事情による国保財政の負担増に対する繰入金でございます。

7款1項1目繰越金は、5,000万円を見込んでおります。

8款1項延滞金、加算金及び過料は、存置計上しております。

2項預金利子は、令和3年度実績見込みをもとに計上しております。

3項1目一般及び2目退職被保険者等第三者納付金は、交通事故などにより保険会社等から支払われる分の受入れとして計上しております。

198・199ページをお願いいたします。

3目一般及び4目退職被保険者等返納金は、医療費等の返納受入れとして計上しております。

5目一般被保険者指定公費は、高齢受給者証発行者に係る一部負担金の差額の受入れとして存置計上しております。

歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。200・201ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費は事務費、2項徴税費は税の賦課徴収に関する経費でございます。

3項運営協議会費は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の経費でございます。

202・203ページをお願いいたします。

2款1項療養諸費は、令和3年度実績見込みや医療費の動向を見通し計上しております。

2項高額療養費は、一般被保険者分は実績をもとに計上しております。退職被保険者等に係る分は、令和元年度で退職被保険者制度が終了し、遡及分のみとなりますので、存置計上としております。

204・205ページをお願いいたします。

3項移送費は、存置計上しております。

4項出産育児諸費は、8人分を計上しております。

5項葬祭諸費は、50人分を見込んで計上しております。

6項傷病手当金は、国民健康保険被保険者である被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため労務に服することができない場合に支給するものでございます。

3款事業費納付金は、県に納付するもので、県から示された額を計上しております。1項医療給付費分、次のページ中段の2項は後期高齢者支援分、3項は介護納付金分でございます。

4款共同事業拠出金は、退職者医療に係る分を存置計上しております。

208・209ページをお願いいたします。

5款1項1目特定健康診査等事業費は、特定健診に係る費用を計上しております。令和3年度から、若年時から生活習慣病を予防し、健康意識の向上を図るため対象を40歳以上の被保険者に加え、30歳と35歳の被保険者も対象に実施しております。

2項保健事業費は、人間ドックに係る費用が主なものでございます。

210・211ページをお願いいたします。

6款基金積立金は、基金から生ずる利子分を計上しております。

7款公債費は、存置計上しております。

8款1項1目一般及び2目退職被保険者等保険税還付金、並びに4目一般被保険者還付加算金は、実績に基づき計上しております。

3目その他償還金は、療養給付費等負担金等の返還金として存置計上しております。

9款予備費は、100万円を計上しております。

歳出は以上です。

なお、本予算案につきましては、令和4年2月24日に開催しました美郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会において了承をいただいております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第21号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第22号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第3、議案第22号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第22号につきまして、ご説明いたします。予算書215ページをお開きください。

初めに、第1条歳入歳出の総額はそれぞれ2億5,016万1,000円でございます。これは前年度と比較し、15.9%の増でございます。

第2条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第3条の一時借入金の借入れの最高額は5,000万円とするものです。

それでは、地方債をご説明いたしますので、219ページをお開きください。

第2表地方債の上段、流域下水道事業債ですが、流域下水道事業の町負担金分として限度額を640万円、公共下水道事業債については公共下水道の公費化に関する事業費の一部として限度額を1,110万円、資本費平準化債につきましては下水道事業経営の安定化のための支出の一部として限度額を4,010万円とし、それぞれ起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、224・225ページをお願いします。

歳入。

1款1項1目受益者負担金で、現年分14件分と、滞納繰越分は存置としております。

2款1項1目下水道使用料現年度分ですが、加入戸数993件分を計上しております。滞納繰越分につきましては、滞納分の32%分を計上しております。

2項1目1節指定店登録手数料ですが、11件分を計上しております。

3款1項1目1節の社会資本整備総合交付金は、下水道事業広域化として飯詰処理区の公共下

水道への統合事業に係る交付金で、補助率50%でございます。

4款1項1目1節一般会計繰入金は、事業債の償還及び機械機具設備工事等のために繰入れするものでございます。

5款は存置としております。

次のページ、226・227ページをお願いします。

6款1項から3項についても存置としておりますが、メーター器スクラップ収入は1万4,000円としております。

7款1項1目下水道事業債の1款から3款までは、先ほど219ページ地方債で説明したとおり、借入を予定しております。

歳入は以上でございます。

続きまして、次のページ、228・229ページをお開きください。

歳出。

1款1項1目の一般管理費ですが、職員1名の人件費のほか、下水道管理事業の推進に係る事務経費を計上しております。

事業といたしまして、下水道加入促進のため、18節に下水道接続工事費補助金として10件分を計上しております。なお、下水道加入促進を図るため、令和4年度より補助率を3分の1から2分の1へ、補助限度額を10万円から20万円へそれぞれ引き上げて加入を進めてまいります。

22節過誤納還付金につきましては、漏水等に関する減免に対応する予算、26節の消費税納付分については見込みにより額を計上しております。

続きまして、2項1目施設管理費は、公共下水道施設の適切な維持管理を図るための経費を計上しております。主な内容としまして、12節委託料、一番下段、ポンプ場等保守管理業務は、真空ポンプの保守点検管理業務委託費です。

次のページ、230・231ページをお願いします。

一番上、施設管理委託料は、維持管理経費の効率化を図るため、下水道広域化を進めるものとして農業集落排水飯詰処理区を公共下水道へ統合するものとし、令和5年度に接続することを見据え、令和4年度では詳細設計費を計上しており、交付金の対象でございます。

14節工事費としまして、真空弁つき汚水ますの改造13か所、既設真空ポンプのオーバーホール費用でございます。公共ます設置接続工事は、6か所を予定しております。圧送管切り回し工事ですが、現在南部斎場敷地内に下水道圧送管が埋設されており、斎場改築に伴い支障となる区間の切り回し工事を予定するものでございます。17節備品購入費は、無線検針用メーター173戸の購

入費、18節は流域下水道処理に係る負担金でございます。

3項1目18節負担金では、流域下水道大曲処理区建設事業費の町負担金と県南地区広域汚泥資源化事業の町負担金を計上しております。

続きまして、2款1項公債費は償還元金と償還金利子でございます。

3款1項予備費としまして200万円を計上するものでございます。

次のページ、232ページから234ページにかけまして、人件費の概要といたしまして給与費明細書を記載しております。

235ページには、地方債の現在高及び見込額に関する調書を記載しております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第22号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第23号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第4、議案第23号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第23号につきまして、ご説明いたします。予算書237ページをお願いいたします。

初めに、第1条歳入歳出の総額はそれぞれ1億8,623万5,000円でございます。前年度と比較して0.7%の減となっております。

第2条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第3条の一時借入金の借入の最高額は5,000万円とするものです。

それでは、地方債をご説明いたしますので、241ページをお願いいたします。

第2表地方債ですが、資本費平準化債は、農業集落排水事業経営の安定化のための支出の一部として4,910万円を限度とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。246・247ページをお願いいたします。

歳入。

1款1項1目分担金につきましては、2件分を見込んでおります。

2款1項1目農業集落排水使用料現年度分ですが、加入戸数1,370件分を計上しております。滞納繰越分につきましては、滞納分の32%分を計上しております。

2項1目督促手数料は、存置でございます。

3款1項1目1節一般会計繰入金は、事業債の償還及び一般管理の財源として繰入れするもの  
でございます。

4款繰越金及び5款諸収入1項は、いずれも存置としております。

続きまして、次のページ、248・249ページをお願いします。

2項預金利子及び3項雑入は、いずれも存置としております。

6款1項1目では資本費平準化債の借入れを見込んでおります。

歳入は以上でございます。

続きまして、次のページ、250・251ページをお開き願います。

歳出。

1款1項1目の一般管理費でございますが、職員1名の人件費のほか、集落排水処理事業の推  
進に係る事務経費を計上しております。

事業といたしまして、18節下水道接続工事費補助金として2件分を計上しております。こちら  
も下水道事業でも説明したとおり、補助率2分の1、補助上限額20万円に引き上げて加入促進を  
進めてまいります。22節過誤納還付金につきましては、漏水等による減免に対応する予算を計上  
しております。

続きまして、2項1目施設管理費では、町内6地区の集落排水処理施設の適正な維持管理のた  
め経費を計上しております。主なものとしまして、10節需用費の光熱水費は、各施設の電気料で  
ございます。修繕料は、ポンプやブロアなどの機器の修繕が主なものでございます。

次のページ、252・253ページをお願いします。

12節委託料ですが、各施設の清掃点検等の維持管理、機器類の保守点検業務、汚泥処理委託料  
を計上しております。14節工事請負費としまして、各施設のポンプやブロアなどの機器更新経費  
及び公共ますを新規2か所設置する工事費を計上しております。17節備品購入費としまして、使  
用水量を計測する水道メーター100個分の購入費、18節では仙南2地区にある施設利用組合の運営  
費補助金を計上しております。

続きまして、2款1項公債費は、事業実施に伴う償還元金と償還金利子でございます。

3款1項予備費としまして200万円を計上するものです。

次のページ、254ページから256ページに人件費の概要といたしまして、給与費明細書を記載し  
ております。

257ページには、地方債の現在高及び見込みに関する調書を記載しております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第23号の説明が終わりました。

---

◎議案第24号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第5、議案第24号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第24号につきまして、ご説明いたします。予算書は259ページからとなります。

初めに、概要を申し上げます。令和4年度の総額は2億2,753万3,000円で、令和3年度と比較いたしまして、額にして192万1,000円、率にして0.9%の増額となっております。

被保険者数は、令和3年度より96人増の4,027人を想定しております。

医療費は、令和3年度と比較いたしますと、1.2%増加すると見込んでおります。

それでは、歳入からご説明いたしますので、266・267ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、令和3年度に比べ額にして225万1,000円、率にして1.5%減額し計上しております。

2款1項1目督促手数料は、存置計上としております。

3款1項1目事務費繰入金は、保険料徴収に係る事務経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

2目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分として一般会計から繰り入れるものでございます。

4款繰越金は、存置計上としております。

5款1項1目延滞金及び2目過料は、令和3年度実績見込みをもとに計上しております。

2項1目保険料還付金及び2目還付加算金は、令和3年度実績見込みをもとに計上しております。

268・269ページをお願いいたします。

3項預金利子及び4項雑入は、存置計上としております。

歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。270・271ページをお願いいたします。

1款総務費は、保険料徴収に係る事務経費で、納付書の印刷及び郵送料が主なものでございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合への納付金で、保険料及び保険基盤安定繰入金等の合算でございます。

3 款 1 項 1 目保険料還付金は、現年度及び過年度分の保険料還付金及び還付加算金で、令和 3 年度の実績見込みをもとに計上しております。

4 款予備費は、3,000円を計上しております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第24号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第 25 号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第 6、議案第25号 令和 4 年度美郷町水道事業会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第25号につきまして、ご説明いたします。予算書の273ページをお願いいたします。

業務の内容、予定量でございますが、給水戸数は3,750戸で、年間配水量は145万立方メートル、1日平均配水量は3,972立方メートルでございます。

主な建設改良事業でございますが、黒沢地区における配水管布設替工事、これは令和 3 年度から事業を進めており、令和 4 年度で完成の予定です。また、水道施設管理システム構築業務は、水道管路情報など電子化を進めて合理的な維持管理を行うもので、令和元年度より令和 5 年度まで計画的に進めております。

第 3 条の収益的収入及び支出につきましては、事業収益と事業費用からなり、水道供給を主とする水道料金収入と、その収入を得るために必要な経費を記載しております。

収入・第 1 款事業収益 3 億9,684万4,000円とし、支出・第 1 款事業費用 3 億8,549万8,000円とするものです。

第 4 条資本的収入及び支出についてですが、先に次のページ、274ページをお開きください。

収入・第 1 款資本的収入 1 億8,566万4,000円、支出・第 1 款資本的支出 3 億9,810万7,000円としております。

前のページにお戻りください。

下から 4 行目、第 4 条の括弧のところ、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 1,244万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資

本的収支調整額で補填するものでございます。

再び274ページをお願いいたします。

第5条の企業債は、令和4年度に実施する建設改良事業につきまして、限度額を7,380万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

第6条一時借入金の限度額は2億円とし、第7条では職員の給与費に関する経費の流用は議会の議決が必要なこと、第8条は一般会計からの補助金額を記載しております。第9条にある棚卸資産とは、メーター器とろ過用の砂のことで、その購入限度額を定めております。

続きまして、278ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。この計算書により、当会計の現金の情報が記載されております。一番下の行、資金期末残高、これは令和4年度末の現金の残高につきまして、2億9,794万3,741円を見込んでおります。

次の279ページから281ページまで、職員4名分の人件費の概要としまして、給与費明細書を記載しております。

続きまして、282ページをお願いします。

貸借対照表でございます。ここでは令和4年度末の財産を示しております。いずれも二重線が引かれているところ、表の中段に資産合計、中・下段に負債合計、それから下から2段目に資本合計が記載されております。一番下段、負債・資本合計金額は表中段の資産合計金額と合致するものでございます。

続きまして、右側283ページをご覧ください。

損益計算書を記載しております。これにより令和3年度末の未処分利益剰余金は4,267万6,136円の見込みでございます。

続きまして、284ページをお願いします。

貸借対照表ですが、こちらは令和3年度末の財産を記載しております。

続きまして、右側285ページをお願いします。

当会計における重要な会計方針を記載しております。

続きまして、286・287ページをお願いします。

水道事業会計予算実施計画明細でございます。

収益的収入の部、1款1項1目水道料金は、前年度より15万6,000円の減額を見込んでおります。これは節水意識の向上によるものと考えております。

2項2目他会計補助金は、一般会計からの繰入金でございます。

3目加入金は、25件を見込んでおります。

4目長期前受金戻入額とは、過去に補助事業により取得した施設や機器などについて、そのとき取得した資産の償却に応じた補助金分を戻し入れる額のことです。

続きまして、支出の部。

1目原水及び浄水費は、町内の水道施設浄水場の適正な維持管理のための保守点検業務委託やポンプなど機器の修繕費等の経費を計上しております。

主なものとしまして、委託料の上から3段目、紫外線施設点検は仙南中央、仙南東部及び千畑東部の3か所分です。

2目の排水及び給水費は、排水管や給水に関する管理費で、主なものとしましては、委託料、水道管路保守業務、これは漏水調査を計画的に実施し、早期に発見することで大規模漏水による断水を防ぐ目的で行うものです。

次のページ、288・289ページをお開きください。

上段、4目総係費につきましては、水道供給に要する4名の人件費、事務経費が主なものとなっており、委託料の量水器検針委託料は、検針員12名分を計上しております。負担金の上から3行目、遠距離給水管布設工事補助金は、2件分を計上しております。

5目減価償却費ですが、これまで実施してきた工事で取得した財産の評価額から減価償却費を算出し、そのうち令和4年度分を計上しております。

3項1目過年度損益修正損は、過誤納還付金として計上しております。過年度分の漏水等に関する減免等に対処する予算です。

4項1目予備費は500万円としております。

次のページ、290・291ページをお願いします。

資本的収入の部です。黒沢地区配水管布設替工事を実施するに当たり、1項の水道事業債、3項の一般会計支出金及び4項国庫補助金、補助率3分の1ですが、これを充てることとしております。

2項1目一般会計負担金は、黒沢地区配水管布設替工事に合わせて行う消火栓更新に係る費用を見込んでおります。

2目の工事補償金は、圃場整備事業に関連する水道管移設工事補償費で、現時点では協議案件はありません。

続きまして、資本的支出の部です。ここでは上水道の安全、安定した水の供給を維持するため、予算第2条(4)で説明しました主要な建設改良事業のほか、給水区域内で新規宅地

造成され複数加入希望されている区域の排水管布設工事、新規加入者用メーター65個の購入費用及び企業債の償還金を計上しております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第25号の説明が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

3月4日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後2時08分）

